

御殿場市国民保護計画

【 資 料 】

目 次

1	関係連絡機関	1
1-1	指定行政機関	1
1-2	指定地方行政機関	2
1-3	自衛隊	4
1-4	指定公共機関	5
1-5	指定地方公共機関	7
1-6	地域危機管理局等	8
1-7	保健所等	8
1-8	他都道府県	9
1-9	市町	11
1-10	消防本部	13
1-11	新聞社・通信社	14
1-12	その他関係機関	15
2	御殿場市国民保護協議会条例	16
3	御殿場市国民保護対策本部及び御殿場市緊急対処事態対策本部運営要領	18
4	様式	43
5	避難実施要綱の例	61
6	危険物の種類	83
7	市の体制及び職員の参集基準	91

1 関係連絡機関

1-1 指定行政機関

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
内閣府	大臣官房総務課	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-6257-1268
消費者庁	総務課	100-6178	東京都千代田区永田町 2-1-1-1	03-3507-9155
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	100-8974	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141
警察庁	警備局 警備企画課	100-8974	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141
金融庁	総務企画局 政策課	100-8967	東京都千代田区霞が関 3-2-1	03-3506-6021
総務省	大臣官房 総務課	100-8926	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5090
消防庁	国民保護・防災部 防災課 国民保護室	100-8974	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7550
法務省	大臣官房 秘書課 広報室	100-8977	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5396
公安調査庁	総務部 総務課	100-8977	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-2638
外務省	総合外交政策局 人権人道課	100-8919	東京都千代田区霞が関 2-2-1	03-5501-8240
財務省	大臣官房 総合政策課 政策推進室	100-8940	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-7934
国税庁	長官官房 総務課	100-8940	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-4161
文部科学省	大臣官房 総務課法令審議室	100-8959	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-6734-2156
文化庁	長官官房 政策課	100-8959	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-6734-3811
厚生労働省	大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室	100-8916	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-3595-2172
農林水産省	大臣官房 食料安全保障課	100-8950	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2396
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	100-8950	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2396
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	100-8950	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2396
経済産業省	大臣官房 総務課	100-8901	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1327
資源エネルギー庁	総合政策課	100-8931	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-2669
中小企業庁	長官官房 参事官室	100-8912	東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1768

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
原子力規制委員会	原子力防災政策課	100-8931	東京都港区六本木 1-9-9	03-5114-2121
国土交通省	危機管理室	100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8974
国土地理院	総務部 総務課	305-0811	茨城県つくば市北郷 1	029-864-6900
観光庁	総務課	100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8321
気象庁	総務部 企画課	100-8122	東京都千代田区大手町 1-3-4	03-3214-7902
海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	100-8989	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-3591-9822
環境省	大臣官房 総務課	100-8975	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-3580-1373
防衛省	運用企画局 事態対処課	162-8801	東京都新宿区市谷本村町 5-1	03-3268-3111

1-2 指定地方行政機関

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
関東管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	330-9726	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-6000 (内 5531)
東海総合通信局	総務課	461-8795	愛知県名古屋市中区白壁 1-1 5-1 名古屋合同庁舎第 3 号館	052-971-9103
東海財務局	総務部 総務課	460-8521	愛知県名古屋市中区三の丸 3-3-1	052-951-1772
東海財務局 静岡財務事務所	総務課 総務係	420-8636	静岡市葵区追手町 9-5 0	054-251-4321
東海財務局 静岡財務事務所 沼津出張所	管財課	410-0831	沼津市市場町 9-1	055-933-5800
名古屋税関	総務部 総務課 総務第一係	455-8535	愛知県名古屋市中区入船 2-3-1 2	052-654-4010
名古屋税関 清水税関支署	総務課 管理係	410-0831	静岡市清水区日の出町 9-1	054-352-6116
東海北陸厚生局	総務課	461-0011	愛知県名古屋市中区白壁 1-1 5-1 名古屋合同庁舎第 3 号館	052-971-8831
静岡労働局	総務課	420-8639	静岡市葵区追手町 9-5 0 静岡地方合同庁舎 3 階	054-254-6317
関東農政局	企画調整室	330-9722	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-740-0464
関東農政局 静岡農政事務所	農政推進課	420-8618	静岡市葵区東草深町 7-1 8	054-246-6121
関東森林管理局	企画調整課	371-8508	群馬県前橋市岩神町 4-1 6-2 5	027-210-1150
関東森林管理局 静岡森林管理署	総務課	420-0856	静岡市葵区駿府町 1-1 2 0	050-3160-6015

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
関東経済産業局	総務企画部 総務課	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0213
中部経済産業局	総務企画部 総務課	460-8510	愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-2683
関東東北 産業保安監督部	管理課	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0433
中部近畿 産業保安監督部	管理課	460-8521	愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 中部経済産業局総合庁舎 3 階	052-951-0558
関東地方整備局	企画部 防災課 計画係	330-9724	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-1333
関東地方整備局 甲府河川国道事務所	総務課	400-0008	山梨県甲府市緑ヶ丘 1-1 0-1	055-252-5491
関東地方整備局 富士川砂防事務所	調査・品質確保 課	400-0027	山梨県甲府市富士見 2-1 2-1 6	055-252-7156
中部地方整備局	企画部 防災課 計画係	460-8514	愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎 2 号館	052-953-8357
中部地方整備局 沼津河川国道事務所	調査第一課	410-8567	沼津市下香貫外原 3 2 4 4-2	055-934-2009
中部地方整備局 浜松河川国道事務所	(河川関係) 調査第一課	430-0811	浜松市名塚町 2 6 6	053-466-0116
	(道路関係) 道路管理課			053-466-0119
中部地方整備局 静岡河川事務所	管理課	420-0068	静岡市葵区田町 3-1 0 8	054-273-9105
中部地方整備局 静岡国道事務所	管理第一課	420-0054	静岡市葵区南安倍 2-8-1	054-250-8906
中部地方整備局 長島ダム管理所	管理係	428-0402	川根本町犬間 5 4 1-3	0547-59-1021
中部地方整備局 静岡営繕事務所	技術課	420-0824	静岡市葵区春日 2-4-2 5	054-255-1421
中部地方整備局 清水港湾事務所		424-0922	静岡市清水区日の出町 7-2	054-352-4149
中部運輸局	総務部 総務課 安全防災・危機 管理係	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎 1 号館	052-952-8049
中部運輸局 静岡運輸支局	総務企画担当	422-8004	静岡市駿河区国吉田 2-4-2 5	054-261-2939
東京航空局	総務部 安全防 災・保安対策課	102-0074	東京都千代田区九段南 1-1-1 5 九段第二合同庁舎	03-5275-9316
東京航空局 東京空港事務所	総務課	144-0041	東京都大田区羽田空港 3-3-1	03-5757-3000 (内 3031)
東京航空交通管制部	総務課	359-0042	埼玉県所沢市並木 1-1 2	04-2992-1181
東京管区气象台	総務部 業務課	100-0004	東京都千代田区大手町 1-3-4	03-3212-2949
東京管区气象台 静岡地方气象台	防災業務課	422-8006	静岡市駿河区曲金 2-1-5	054-286-3521
第三管区海上保安本部	総務部 総務課	231-8818	神奈川県横浜市中区北仲通 5-5 7	045-211-0776

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
第三管区海上保安本部 清水海上保安部	警備救難課	424-0922	静岡市清水区日の出町 9-1	054-353-0118
第三管区海上保安本部 下田海上保安部	管理課	415-0023	下田市 3-1 8-2 3	0558-25-0118
第三管区海上保安本部 清水海上保安部 御前崎海上保安署		421-0603	御前崎市港 6 1 7 0-2	0548-63-4999
関東地方環境事務所	総務課	437-1623	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1-2 明治安田生命さいたま新都心ビル	048-600-0516
南関東防衛局	企画部 地方調整課	231-0003	神奈川県横浜市中区北仲通 5-5 7	045-211-7104
横浜防衛施設局 浜松防衛事務所	業務係	432-8017	浜松市中区中央 1-1 2-4 浜松合同庁舎 8 階	053-453-8958
横浜防衛施設局 富士防衛事務所	業務課	412-0042	御殿場市萩原 6 0 6	0550-82-1622

1-3 自衛隊

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
陸上自衛隊 東部方面総監	総務部 地域連絡調整課	178-0061	東京都練馬区大泉学園町	048-460-1711 (内 2872) (当直内 2462)
海上自衛隊 横須賀地方総監	防衛部	238-0046	神奈川県横須賀市西逸見町 1 丁目無番地	046-822-3500 (内 2543) (当直内 2222)
航空自衛隊 第 1 航空団司令	防衛部	432-8001	浜松市西区西山町無番地	053-472-1111 (内線) 3231 (当直内) 3324
静岡地方協力本部	総務課	420-0821	静岡市葵区柚木 3 6 6	054-261-3151

1 - 4 指定公共機関

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
(独) 海上技術安全研究所	企画部 企画課	181-0004	東京都三鷹市新川 6-3 8-1	0422-41-3007
(独) 海上災害防止センター	防災部 業務課	220-8401	神奈川県横浜市西区みなとみらい 3-3-1 三菱重工横浜ビル	045-224-4311
(独) 建築研究所	企画部 企画調査課	305-0802	茨城県つくば市立原 1	029-879-0640
(独) 原子力安全基盤機構	防災対策部	105-0001	東京都港区虎ノ門 3-1 7-1	03-4511-1600
(独) 港湾空港技術研究所	企画管理部 企画課	239-0826	神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1	046-844-5040
(独) 国立病院機構	本部 総務部 総務課	152-8621	東京都目黒区東が丘 2-5-2 1	03-5721-5050
(独) 産業技術総合研究所	企画本部		東京都千代田区霞が関 1-3-1	03-5501-0860
(独) 情報処理推進機構	セキュリティセ ンター	113-6591	東京都文京区本駒込 2-2 8-8	03-5978-7508
(独) 情報通信研究機構	総合企画部 企画戦略室	184-8795	東京都小金井市貫井北町 4-2-1	042-327-7457
(独) 森林総合研究所	総務課	305-8687	茨城県つくば市松の里 1	029-829-3211
(独) 水産総合研究センター	経営企画部	220-6115	神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-3 クイーンズタワー B 1 5 階	045-227-2612
(独) 土木研究所	企画部 研究企画課	300-2621	茨城県つくば市南原 1-6	029-879-6751
(独) 日本原子力研究開発機構	原子力緊急時支 援・研修センター	311-1206	茨城県ひたちなか市西十三奉行 1 1 6 0 1-1 3	029-264-2681
(独) 日本高速道路保有・債務 返済機構	総務部 管理課	105-0003	東京都港区西新橋 2-8-6 住友不動産日比谷ビル 7 階	03-3508-5164
(独) 農業・食品産業技術 総合研究機構	企画調整室	305-8517	茨城県つくば市観音台 3-1-1	029-838-7593
(独) 放射線医学総合研究所	企画部 企画課	263-8555	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-206-3040
(独) 水資源機構 中部支社	管理部 施設課	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-1	052-231-7548
日本銀行 静岡支店	文書課	420-8270	静岡市葵区金座町 2 6-1	054-273-4100
日本赤十字社 静岡県支部	事業推進課	420-0853	静岡市葵区追手町 4 4-1 7	054-252-8131
日本放送協会 静岡放送局	企画総務	420-8721	静岡市葵区西草深町 1-2 1	054-274-1118
中日本高速道路 (株) 東京支社	保全・サービス 事業部 企画統括チーム	105-6011	東京都港区虎ノ門 4-3-1	03-5776-5655
日本貨物鉄道 (株) 東海支社	総務	492-8143	愛知県稲沢市駅前 1-9-3	0587-24-3709

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
郵便事業（株） 静岡南支店	総務課	422-8799	静岡市駿河区有明町 2-1-0	054-283-2362
西日本電信電話（株） 静岡支店	災害対策室	420-0857	静岡市葵区御幸町 4-6	054-205-9122
中部電力（株） 本店	総務部	461-8680	愛知県名古屋市中区東新町 1	052-973-8211
中部電力（株） 静岡支店	総務部 総務グループ	420-8733	静岡市葵区本通 2-4-1	054-273-9012
中部電力（株） 浜岡原子力発電所	総務部 警備課	437-1695	御前崎市佐倉 5561	0537-85-2597
東京電力パワーグリッド(株) 静岡総支社	非常対策静岡総 支社支部	410-0801	沼津市大手町 3-7-2 5	055-915-5300
電源開発（株） 水力・送変電部 中部支店	企画・管理グルー プ	486-0815	愛知県春日井市十三塚町十三塚 3 0 3 0	0568-81-2300
ジェイアール東海バス（株） 静岡支店		422-8051	静岡市駿河区中野新田 4 0 7-8	054-282-2313
ジェイアールバス関東（株）	総務部	151-0053	東京都渋谷区代々木 2-2-2	03-5334-0860
佐川急便（株）中京支社	管理課	485-0075	愛知県小牧市三ツ淵惣作 1 3 5 0	0568-77-7310
西濃運輸（株）	総務部	503-0853	岐阜県大垣町田口町 1	0584-82-5000
日本通運（株） 静岡支店	総務課	420-0857	静岡市葵区御幸町 1 1-3 0 エクセルワード静岡ビル 7 階	054-254-3344
福山通運（株） 静岡支店		422-8046	静岡市駿河区中島 8 5	054-288-8063
ヤマト運輸（株） 新静岡主管支店	社会貢献課	410-1104	裾野市今里 4 4 8-1	055-965-0953
ヤマト運輸（株） 浜松主管支店	社会貢献課	435-0001	浜松市東区上石田町 1 2 6 8-1	053-435-5112
東海旅客鉄道（株） 静岡支社	管理部 総務課	420-0851	静岡市葵区黒金町 4	054-284-2319
東日本旅客鉄道（株） 横浜支社	総務部 安全対策室	220-0023	神奈川県横浜市西区平沼 1-4 0- 2 6	045-320-2088
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ（株）	カスタマサービ ス部危機管理室	100-0011	東京都千代田区内幸 1-1-6 日比谷ビル 6 階	03-5202-9909
KDDI(株) 名古屋テクニカルセンター		464-0850	愛知県名古屋市中区千種区今池 4-6- 2 3	052-977-3700
ソフトバンクテレコム（株）	総務本部 リスクマネジメント 部	105-7316	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング	03-6889-6601
（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東海支社 静岡支店	技術サービス部 エリアサービス 担当	420-0813	静岡市葵区長沼 7 1 6-1 1	054-265-7182
ソフトバンクモバイル（株）	総務本部 リスクマネジメント 部	105-7317	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング	03-6889-6601

1 - 5 指定地方公共機関

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
下田ガス（株）	技術課	415-0016	下田市中 4 6 7	0558-22-1321
伊東瓦斯（株）	総務部 総務課	414-0002	伊東市湯川 5 4 3	0557-37-0061
熱海瓦斯（株）	総務部	413-0005	熱海市春日町 1 6 - 5 3	0557-83-2141
御殿場ガス（株）	総務部 総務課	412-0045	御殿場市川島田 6 0 0	0550-82-0876
静岡瓦斯（株）	環境安全推進室	422-8005	静岡市駿河区八幡 1 - 5 - 3 8	054-284-4141
東海ガス（株）	総務部	425-0085	焼津市塩津 7 4 - 3	054-628-7151
島田瓦斯（株）	総務課	427-0024	島田市横井 4 - 1 6 - 3 2	0547-36-3900
中遠ガス（株）	工務グループ	436-0056	掛川市中央 1 - 1 8 - 1	0537-23-2211
袋井ガス（株）	経営統括室	437-0023	袋井市高尾 1 9 4 0 - 1	0538-42-8410
中部瓦斯（株）	環境安全対策室	441-8505	愛知県豊橋市駅前大通 1 - 5 5 サーラタワー	0532-51-1230
（一社）静岡県LPガス協会	総務課	420-0064	静岡市葵区本通 6 - 1 - 1 0	054-255-2451
（株）富士急マリンリゾート	総務部	413-0023	熱海市和田浜南町 6 - 1 1	0557-81-0541
（株）エスパルスドリーム フェリー	運航管理部	424-0943	静岡市清水区港町 2 - 1 0 - 1	054-352-9161
（一社）静岡県バス協会		420-0853	静岡市葵区御幸町 1 1 - 1 0	054-255-9281
伊豆急行（株）	経営企画部 総務担当	413-0292	伊東市八幡野 1 1 5 1	0557-53-1111
伊豆箱根鉄道（株）	業務管理部 総務課	411-0803	三島市大場 3 0 0	055-977-1201
岳南鉄道（株）	鉄道課	417-0001	富士市今泉 1 - 1 7 - 3 9	0545-53-5111
静岡鉄道（株）	人事総務部 総務課	420-8510	静岡市葵区鷹匠 1 - 1 - 1	054-254-5114
大井川鉄道（株）	管理部 総務担当	428-0022	島田市金谷 1 1 1 2 - 2	0547-45-4111
遠州鉄道（株）			浜松市 中区旭町 1 2 - 1	053-454-2211
天竜浜名湖鉄道（株）	工務課	431-3311	浜松市天竜区二俣町阿蔵 1 1 4 - 2	053-925-6125
（一社）静岡県トラック協会	業務課	422-8005	静岡市駿河区池田 1 2 6 - 4	054-283-1910
（一社）静岡県医師会	業務第 2 課	420-0839	静岡市葵区鷹匠 3 - 6 - 3	054-246-6151

名 称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
(公社) 静岡県看護協会	総務部	422-8067	静岡市駿河区南町 1 4-2 5 エスパティオ 3 階	054-202-1750
(公社) 静岡県病院協会	事務局	420-0853	静岡市葵区追手町 4 4-1 静岡県産業経済会館 6 階	054-252-6326
(公社) 静岡県歯科医師会		422-8006	静岡市駿河区曲金 3-3-1 0	054-283-2591
(公社) 静岡県薬剤師会		422-8063	静岡市駿河区馬淵 2-1 6-3 2 静岡県薬剤師会館	054-203-2023
静岡放送 (株)	報道制作局 報道班	422-8670	静岡市駿河区登呂 3-1-1	054-284-8950
(株) テレビ静岡	報道部	422-8008	静岡市駿河区栗原 1 8-6 5	054-261-6115
(株) 静岡朝日テレビ	報道部	420-8567	静岡市葵区東町 1 5	054-251-3301
(株) 静岡第一テレビ	報道部	422-8560	静岡市駿河区中原 5 6 3	054-283-6515
静岡エフエム放送 (株)	放送本部	430-8575	浜松市中区常盤町 1 3 3-2 4	053-457-1153
	静岡支社	420-0853	静岡市葵区追手町 2-2 0 コハラビル追手町 1 1 階	054-275-0315
静岡県道路公社	道路部 維持管理課	420-0853	静岡市葵区追手町 9-1 8	054-254-3407

1-6 地域危機管理局等

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
賀茂危機管理局	415-0016	下田市中 5 3 1-1	0558-24-2004
東部危機管理局	410-0055	沼津市高島本町 1-3	055-920-2002
中部危機管理局	426-8664	藤枝市瀬戸新屋 3 6 2-1	054-644-9104
西部危機管理局	438-0086	磐田市見付 3 5 9 9-4	0538-37-2204
県警本部	420-0853	静岡市葵区追手町 9-6	054-271-0110

1-7 保健所等

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
賀茂健康福祉センター (賀茂保健所)	415-0016	下田市中 5 3 1-1	0558-24-2051
熱海健康福祉センター (熱海保健所)	413-0016	熱海市水口町 1 3-1 5	0557-82-9125
東部健康福祉センター (東部保健所)	410-8543	沼津市高島本町 1-3	055-920-2109

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
御殿場健康福祉センター（御殿場保健所）	412-0039	御殿場市竈 1 1 1 3	0550-82-1224
富士健康福祉センター（富士保健所）	416-0906	富士市本市場 4 4 1-1	0545-65-2206
静岡市保健所	420-0846	静岡市葵区城東町 2 4-1	054-249-3170
中部健康福祉センター（中部保健所）	426-8664	藤枝市瀬戸新屋 3 6 2-1	054-644-9273
西部健康福祉センター（西部保健所）	438-0086	磐田市見付 3 5 9 9-4	0538-37-2253
浜松市保健所	432-8023	浜松市中区鴨江 2-1 1-2	053-453-6111
環境衛生科学研究所	420-8637	静岡市葵区北安東 4-2 7-2	054-245-7655

1-8 他都道府県

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	総務部 危機対策局 危機対策課 防災グループ	060-8588	北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-204-5014
青森県	総務部 防災消防課	030-8570	青森県青森市長島 1-1-1	017-734-9089
岩手県	総務部 総合防災室	020-8570	岩手県盛岡市内丸 1 0-1	019-629-5155
宮城県	総務部 危機対策課	980-8570	宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1	022-211-2382
秋田県	総務部 総合防災課	010-8572	秋田県秋田市山王 4-1-1	018-860-4562
山形県	危機管理・くらし安心局 危機管理課	990-8570	山形県山形市松波 2-8-1	023-630-3039
福島県	生活環境部 災害対策課	960-8670	福島県福島市杉妻町 2-1 6	024-521-7641
茨城県	危機管理室	310-8555	茨城県水戸市笠原町 9 7 8-6	029-301-2896
栃木県	消防防災課 危機管理・災害対策室	320-8501	栃木県宇都宮市塙田 1-1-2 0	028-623-2136
群馬県	総務部 危機管理室	371-8570	群馬県前橋市大手町 1-1-1	027-226-2244
埼玉県	危機管理課	330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-1 5-1	048-830-3117
千葉県	総務部 消防地震防災課 危機管理室	260-8667	千葉県千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2168
東京都	総務局 総合防災部 防災管理課 国民保護担当	163-8001	東京都新宿区西新宿 2-8-1	03-5388-2549
神奈川県	安全防災局 危機管理部 危機管理対策課	231-8588	神奈川県横浜市中区日本大通 1	045-210-3465
新潟県	防災局 危機対策課	950-8570	新潟県新潟市中央区新光町 4-1	025-282-1636

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
富山県	防災・危機管理課	930-8501	富山県富山市新総曲輪 1-7	076-444-9671
石川県	危機対策課	920-8580	石川県金沢市鞍月 1-1	076-225-1482
福井県	安全環境部 危機対策・防災課	910-8580	福井県福井市大手 3-1 7-1	0776-20-0308
山梨県	総務部 消防防災課 防災対策担当	400-0031	山梨県甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1432
長野県	危機管理部 危機管理防災課	380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 6 9 2-2	026-235-7184
岐阜県	危機管理課	500-8570	岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1	058-277-1121
愛知県	防災局 防災危機管理課	460-8501	愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6143
三重県	防災危機管理部 危機管理総務室	514-8570	三重県津市広明町 1 3	059-224-2734
滋賀県	防災危機管理局 危機管理・国民保護チーム	520-8577	滋賀県大津市京町 4-1-1	077-528-3435
京都府	危機管理・防災課	602-8570	京都府京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町	075-414-5613
大阪府	政策企画部 危機管理室	540-8570	大阪府大阪市中央区大手前 2 丁目	06-6944-8150
兵庫県	防災計画室	650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通 5-1 0-1	078-362-9833
奈良県	防災統括室 危機管理係	630-8501	奈良県奈良市登大路町 3 0	0742-27-8456
和歌山県	危機管理課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通 1-1	073-441-2273
鳥取県	防災局 危機管理チーム	680-8570	鳥取県鳥取市東町 1-2 7 1	0857-26-7950
島根県	総務部 消防防災課	690-8570	島根県松江市殿町 1	0852-22-6486
岡山県	危機管理課	700-8570	岡山県岡山市内山下 2-4-6	086-226-7385
広島県	危機管理課	730-8511	広島県広島市中区基町 1 0-5 2	082-513-2786
山口県	防災危機管理課	753-8501	山口県山口市滝町 1-1	083-933-2367
徳島県	危機管理政策課	770-8570	徳島県徳島市万代町 1-1	088-621-2713
香川県	防災局 危機管理課	760-8570	香川県高松市番町 4-1-1 0	087-832-3183
愛媛県	危機管理課	790-8570	愛媛県松山市一番町 4-4-2	089-912-2319
高知県	危機管理課	780-8570	高知県高知市丸ノ内 1-2-2 0	088-823-9320
福岡県	総務部 消防防災課	812-8577	福岡県福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3123

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
佐賀県	消防防災課	840-8570	佐賀県佐賀市城内 1-1-5 9	0952-25-7026
長崎県	危機管理防災課	850-8570	長崎県長崎市江戸町 2-1 3	095-895-2144
熊本県	総務部 危機管理・防災消防総室	862-8570	熊本県熊本市水前寺 6-1 8-1	096-333-2112
大分県	生活環境部 防災危機管理課	870-8501	大分県大分市大手町 3-1-1	097-534-1711
宮崎県	総務部 危機管理局 危機管理室	880-8501	宮崎県宮崎市橘通東 2-1 0-1	0985-26-7618
鹿児島県	危機管理局 危機管理防災課	890-8577	鹿児島県鹿児島市鴨池新町 1 0-1	099-286-2256
沖縄県	知事公室 防災危機管理課	900-8570	沖縄県那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2143

1-9 市町

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
御殿場市	危機管理課	412-8601	御殿場市萩原 483	0550-82-4370
下田市	地域防災課	415-8501	下田市東本郷 1-5-1 8	0558-36-4145
東伊豆町	防災課	413-0411	賀茂郡東伊豆町稲取 3 3 5 4	0557-95-1103
河津町	総務課	413-0595	賀茂郡河津町田中 2 1 2-2	0558-34-1913
南伊豆町	総務課	415-0392	賀茂郡南伊豆町下賀茂 3 1 5-1	0558-62-6211
松崎町	総務課	410-3696	賀茂郡松崎町宮内 3 0 1-1	0558-42-3963
西伊豆町	企画防災課	410-3514	賀茂郡西伊豆町仁科 4 0 1-1	0558-52-1965
熱海市	危機管理課	413-8550	熱海市中央町 1-1	0557-86-6447
伊東市	危機対策課	414-8555	伊東市大原 2-1-1	0557-32-1362
沼津市	危機管理課	410-8601	沼津市御幸町 1 6-1	055-934-4803
三島市	危機管理課	411-0853	三島市北田町 4-4 7	055-983-2650
裾野市	危機管理課	410-1118	裾野市佐野 1 0 5 9	055-995-1817
伊豆市	防災安全室	410-2413	伊豆市小立野 3 8-2	0558-72-9867
伊豆の国市	危機管理課	410-2292	伊豆の国市長岡 3 4 0-1	055-948-1418
函南町	総務課	419-0192	田方郡函南町平井 7 1 7-1 3	055-979-8102

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
清水町	くらし安心課	411-8650	駿東郡清水町堂庭 2 1 0 - 1	055-981-8205
長泉町	地域防災課	411-8668	駿東郡長泉町中土狩 8 2 8	055-989-5505
小山町	防災課	410-1321	駿東郡小山町阿多野 1 3 0	0550-76-5715
富士宮市	危機管理局	418-8601	富士宮市弓沢町 1 5 0	0544-22-1319
富士市	防災危機管理課	417-8601	富士市永田町 1 - 1 0 0	0545-55-2715
静岡市	危機管理総室	420-8601	静岡市葵区追手町 5 - 1	054-221-1241
島田市	危機管理課	427-8501	島田市中央町 1 - 1	0547-36-7320
焼津市	危機対策課	425-0041	焼津市石津 7 2 8 - 2	054-623-2554
藤枝市	危機管理課	426-0026	藤枝市岡出山 1 - 1 1 - 1	054-643-3119
牧之原市	防災課	421-0495	牧之原市静波 4 4 7 - 1	0548-23-0056
吉田町	防災課	421-0395	榛原郡吉田町住吉 8 7	0548-33-2164
川根本町	総務課	428-0313	榛原郡川根本町上長尾 6 2 7	0547-56-2220
磐田市	危機管理課	438-8650	磐田市国府台 3 - 1	0538-37-2114
掛川市	危機管理課	436-8650	掛川市長谷 1 - 1 - 1	0537-21-1131
袋井市	防災課	437-8666	袋井市新屋 1 - 1 - 1	0538-44-3360
御前崎市	防災課	437-1692	御前崎市池新田 5 5 8 5	0537-85-1119
菊川市	危機管理課	439-8650	菊川市堀之内 6 1	0537-35-0923
浜松市	危機管理課	430-8652	浜松市中区元城町 1 0 3 - 2	053-457-2537
湖西市	危機管理課	431-0492	湖西市吉美 3 2 6 8	053-576-4538
森町	総務課	437-0293	周智郡森町森 2 1 0 1 - 1	0538-85-6302

1 - 1 0 消防本部

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	412-0026	御殿場市東田中 1 - 1 9 - 1	0550-83-8151
下田消防本部	415-0026	下田市 6 - 1 - 1 4	0558-22-1829
駿東伊豆本部	410-0053	沼津市寿町 2 - 1 0	055-920-0119
熱海市消防本部	413-0015	熱海市中央町 1 - 1	0557-81-2988
富士山南東消防本部	411-0837	三島市南田町 4 - 4 0	055-972-5801
富士市消防本部	417-8601	富士市永田町 1 - 1 0 0	0545-51-0123
富士宮市消防本部	418-8601	富士宮市弓沢町 1 5 0	0544-22-1198
静岡市消防局	422-8074	静岡市駿河区南八幡町 1 0 - 3 0	054-280-0132
志太広域事務組合志太消防本部	426-0022	藤枝市稲川 2 0 0 - 1	054-641-5000
御前崎市消防本部	437-1602	御前崎市比木 1 9 1 1 - 2	0537-85-2119
菊川市消防本部	439-0022	菊川市東横地 3 8 5	0537-35-0119
掛川市消防本部	436-0079	掛川市掛川 1 1 0 2 - 2	0537-21-6101
袋井市森町広域行政組合袋井消防本部	437-0064	袋井市川井 9 9 6 - 2	0538-42-0119
磐田市消防本部	437-1292	磐田市福田 4 0 0	0538-59-1119
浜松市消防局	430-0905	浜松市中区下池川町 1 9 - 1	053-475-0119
湖西市消防本部	431-0442	湖西市吉見 1 0 7 6	053-574-0211

1－11 新聞社・通信社

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
朝日新聞社 静岡総局	420-0853	静岡市葵区追手町 7-2	054-253-2101
毎日新聞社 静岡支局	420-0035	静岡市葵区七間町 8-2 0	054-254-2671
読売新聞社 静岡支局	420-0853	静岡市葵区追手町 9-2 2	054-252-0171
共同通信社 静岡支局	422-8033	静岡市駿河区登呂 3-1-1	054-286-1251
産経新聞社 静岡支局	420-0853	静岡市葵区追手町 10-1 1 2	054-255-5026
時事通信社 静岡総局	420-0853	静岡市葵区追手町 9-2 2 読売静岡ビル 2 階	054-252-1823
静岡新聞社 本社	422-8033	静岡市駿河区登呂 3-1-1	054-284-8930
中日新聞社 静岡総局	420-0031	静岡市葵区呉服町 1-2 三井住友海上静岡ビル 7 階	054-255-2121
東京新聞社 静岡総局	420-0031	静岡市葵区呉服町 1-2 三井住友海上静岡ビル 7 階	054-255-2121
日本経済新聞社 静岡支局	420-0866	静岡市葵区西草深町 5-1 8	054-253-7191
中部経済新聞社 浜松支局	432-8034	浜松市中区塩町 9 8 メゾンそれいゆ 2 0 1	053-453-2488

1-12 その他関係機関

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
静岡県私学協会	420-0853	静岡市葵区追手町 9-2 6 静岡県私学会館内	054-254-8208
(社) 静岡県高圧ガス保安協会	420-0031	静岡市葵区呉服町 2-3-1 ふしみやビル内	054-254-7891
(社) 静岡県危険物安全協会 連合会	420-0858	静岡市葵区伝馬町 2 4-2 穴吹第 1 7 静岡ビル 7 階	054-252-5512
静岡県火薬類保安協会	420-8601	静岡市葵区追手町 1 0 新中町ビル 2 1 8-2	054-255-3534
(財) 静岡県国際交流協会	422-8067	静岡市駿河区南町 1 4-1	054-202-3411
(社) 静岡県観光協会	422-8067	静岡市駿河区南町 1 4-1 水の森ビル 2 階	054-202-5595
社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会	420-8670	静岡市葵区駿府町 1-7 0	054-254-5248
特定非営利活動法人 静岡県ボランティア協会	420-0856	静岡市葵区駿府町 1-7 0 静岡県総合社会福祉会館内	054-255-7357
(社) 静岡県放射線技師会	420-0839	静岡市葵区鷹匠 2-3-2	054-251-5954
(社) 静岡県臨床衛生検査技師会	422-8062	静岡市駿河区稲川 1-1-1 5 ヴィラセiyu稲川 2 0 7 号室	054-287-6337
日本助産師会静岡県支部	418-0063	富士宮市若の宮町 2 0 1	0544-28-5530
特定非営利活動法人 静岡県歯科衛生士会	422-8006	静岡市駿河区曲金 3-3-1 0	054-281-3081
静岡県保健師会	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6 健康増進課内	054-221-2409
(社) 静岡県商工会議所連合会	420-0851	静岡市葵区黒金町 2 0-8 静岡商工会議所会館 1 階	054-252-8161
静岡県商工会連合会	420-8601	静岡市葵区追手町 4 4-1 県産業経済会館 6 階	054-255-8080
(社) 静岡県獣医師会	420-0838	静岡市葵区相生町 1 4-2 6-3	054-251-6035

2 御殿場市国民保護協議会条例

平成18年3月8日
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第40条第8項の規定に基づき、御殿場市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法に定める国民の保護のための措置に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員35人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 法第40条第4項第1号に規定する市の区域を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する者

(2) 御殿場市を担当区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその指名する者

(3) 静岡県知事の部局で、本市を担当する機関の長又はその指名する者

(4) 静岡県御殿場警察署の署長

(5) 御殿場市副市長

(6) 御殿場市教育委員会教育長

(7) 御殿場市・小山町広域行政組合消防長

(8) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(9) 法第40条第4項第7号に規定する市の区域において業務を行う指定公共機関若しくは指定地方公共機関の長又はその指名する者

(10) 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

5 前項の委員は、再任されることができる。

(一部改正〔平成19年条例1号〕)

(会長の職務代理)

第4条 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月9日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

※御殿場市国民保護協議会委員

	委員区分	役職名
1	会長 (条例第3条第2項)	市 長
2	指定地方行政機関 (条例第3条第3項第1号)	国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所長
3	自衛隊 (同第2号)	陸上自衛隊第34普通科連隊第3中隊長
4	県職員 (同第3号)	静岡県東部危機管理局長
5		静岡県沼津土木事務所御殿場支所長
6		静岡県御殿場健康福祉センター所長
7	警察署 (同第4号)	静岡県御殿場警察署長
8	副市長 (同第5号)	副 市 長
9	教育長 (同第6号)	御殿場市教育委員会教育長
10	消防長 (同第7号)	御殿場市・小山町広域行政組合消防長
11	市職員 (同第8号)	危機管理監
12		企画部長
13		総務部長
14		市民部長
15		健康福祉部長
16		環境部長
17		産業スポーツ部長
18		都市建設部長
19	指定公共機関 指定地方公共機関 (同第9号)	中日本高速道路株式会社東京支社 御殿場保全・サービスセンター所長
20		西日本電信電話株式会社沼津支店長
21		東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社長
22		静岡県看護協会東部地区支部御殿場地域担当
23	有識者 (同第10号)	御殿場市議会議長
24		御殿場市議会総務委員長
25		御殿場市医師会長
26		御殿場市区長会長
27		御殿場市自主防災会連合会長
28		御殿場市消防団長
29		御殿場農業協同組合代表理事組合長
30		御殿場市商工会長
31		御殿場市婦人会連絡協議会長
32		御殿場市建設業協会長
33		御殿場市・小山町防火安全協会長
34		御殿場市・小山町広域行政組合事務局長
35		教育部長

3 御殿場市国民保護対策本部及び御殿場市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月8日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、御殿場市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び御殿場市緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員又は本部職員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、御殿場市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 御殿場市国民保護対策本部及び御殿場市緊急対処事態対策本部運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条及び御殿場市国民保護対策本部及び御殿場市緊急対処事態対策本部条例(平成18年御殿場市条例第3号)第7条の規定に基づき、御殿場市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び御殿場市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 市役所に設置する、国民保護対策本部にその事務を処理するため、別表1に掲げる本部室、部及び支部を置く。

2 本部室に、その事務を処理するため、別表2-1に掲げる班(以下「本部室付各班」という。)を置き、同表の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

3 各部に別表3に掲げる班を置き、同表の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

4 各支部に支部長その他の職員を置き、別表4の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

5 本部長は、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあつて本部の事務の一部を行う現地国民保護対策本部を置くことができる。

(副本部長)

第3条 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 副本部長の順位は、あらかじめ国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)が指定する。

3 本部長及び副本部長に事故あるときは、危機管理監及び部長があらかじめ市長が指定した順位によりその職務を代理する。

(本部員)

第4条 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、別表5に掲げる者をもって充てる。

(本部室)

第5条 本部は本部長、副本部長、危機管理監、本部員、総括班長、対応班長、情報班長、秘書班長、広報班長、動員班長、財政班長をもって構成する。

2 本部室の構成員は、国民保護対策本部が設置されたときは、本部室に参集する。

3 本部長は本部室を主掌し、国民の保護のための重要な対策について決定する。

4 危機管理監は、国民の保護のための対策の協議について、総合調整にあたる。

(本部室付各班等)

第6条 本部室付各班は、本部長及び本部室の事務を処理し、各部の国民の保護のための対策の連絡調整を行う。

2 本部員付連絡員は、当該本部員と部との間の連絡調整を行う。

3 本部員付各班及び本部員付連絡員は、別表2-2に掲げる職員(以下「本部室付職員」という。)をもって構成し、関係部局長があらかじめ定めておくものとする。

ただし、本部長は、状況により別表2-2の定めにかかわらず本部室付職員の構成

を変更することができる。

4 前項に定める職員は、国民保護対策本部が設置されたときは、直ちに本部室に参集する。

（部長及び班長等）

第7条 本部室付各班に班長を置き、部に部長及び班に班長を置く。

2 部長は、別表3の部長相当職欄に掲げる職にあるものをもって充て、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 本部室付各班の班長並びに各部各班の班長は、別表2及び3の班長欄に掲げる職にあるものをもって充て、それぞれ部長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督する。

4 各部各班の職員は、前項に定める班長が所管する課の職員をもって充てる。

5 支部長は、別表4の支部長欄に掲げる職にあるものをもって充て、支部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 支部職員は、別表4の支部職員欄に掲げる支所職員及び派遣職員をもって充てる。

7 支部員は、別表4の支部員欄に掲げるものをもって充てる。

（国民保護対策本部の設置）

第8条 法第25条第2項の規定による指定の通知を受けたときは、国民保護対策本部を設置する。

2 本部室の構成員、本部室付職員、支部長並びに各部及び支部の職員のうち、国民の保護のための対策を実施するための要員としてあらかじめ定められた者は、国民保護対策本部が設置されたときは、直ちに登庁するものとする。国民保護対策本部の設置が非常態勢の場合には、本部職員及び支部職員は、直ちにあらかじめ定められた勤務所に登庁するものとする。

3 勤務時間外、勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。

4 国民保護対策本部が設置されたのち、本部長、副本部長、危機管理監、部長、支部長及び班長が配備に就くまでの間における国民の保護のための対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

（緊急対策支援の業務に従事する職員の派遣）

第9条 本部長は、緊急対策支援の業務に従事する職員を必要に応じ支部等に派遣することができる。

（本部員会議等）

第10条 本部長は、国民の保護のための対策の重要事項を協議するため、必要に応じ本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、危機管理監、本部員をもって構成する。

3 本部員は、国民の保護のための対策の実施状況について本部員会議に報告しなければならない。

4 本部長は、国民の保護のための対策について協議するため、部長会議を招集する。

5 危機管理監は、各部との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を招集する。

6 班長会議の構成は、協議内容に応じてそのつど危機管理監が定める。

7 支部長は、支部の国民の保護のための対策について協議するため、必要に応じて支部会議を招集する。

8 支部会議は、支部長、支部員及び支部職員をもって構成する。

（国民保護対策本部の廃止）

第 11 条 法第 25 条第 4 項において準用する同条第 2 項の規定による指定の解除の通知を受けたときは、国民保護対策本部を廃止するものとする。

（関係機関への連絡）

第 12 条 本部長は、国民保護対策本部を設置又は、廃止したときは、次に掲げるもののうち必要と認めるものに通知する。

- (1) 県国民保護対策本部長
- (2) 本部員又は防災関係機関の長
- (3) 支部長
- (4) 報道関係機関
- (5) その他必要と認める機関

（現地国民保護対策本部）

第 13 条 本部長は、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあっては、現地国民保護対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

2 現地本部は措置を要する地域を主な所轄とする支部に設置する。その際は、当該支部の組織は現地本部に包含されるものとする。

3 現地対策本部長（以下「現地本部長」という。）は、現地本部の設置場所に「御殿場市国民保護対策本部現地対策本部」の表示をする。

（現地本部長、現地対策副本部長、現地対策本部員等）

第 14 条 現地本部に現地本部長、現地対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）及び現地対策本部員（以下「現地本部員」という。）を置く。

2 現地本部長は、副本部長、本部員又は支部長のうちから本部長の指名する者をもって充てる。現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

3 現地副本部長は、本部員又は支部長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

現地副本部長は現地本部長を補佐し、現地本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 現地本部員は、本部員又は支部長のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

5 現地本部の職員は、本部室付職員及び各部各班の職員のうちから本部長が指名する者並びに現地本部を設置した支部の職員をもって充てる。

（現地本部長の権限）

第 15 条 本部長は、現地本部を置いたときは、国民の保護その他の対策を迅速に実施するために必要な権限を現地本部長に委任することができる。

2 現地本部長は、前項で委任された権限の範囲において現地本部を設置した支部の支部長並びに任務の遂行に当たり必要な支部の支部長及び防災関係機関に対し、必要な指示をすることができる。

（現地本部の廃止）

第 16 条 本部長は、現地における対策が概ね完了したと判断した場合に、現地本部を廃止する。

（関係機関への通知）

第 17 条 第 12 条の規定は、本部長が現地本部を設置し、又は廃止したときに準用する。

（防災関係機関との連絡等）

第 18 条 本部長は、防災関係機関と常に密接な連絡を図り、国民の保護のための対策を的確かつ迅速に行うため、協力を要請するものとする。

2 本部長は、必要に応じ国民保護協議会を招集し、国民の保護のための対策の連絡調整等を行う。この場合、招集する国民保護協議会の委員は、本部長が必要と判断した範囲のものとする。

（勤務時間外等における職員の措置）

第 19 条 本部職員及び支部職員は勤務時間外又は休日等において国民保護対策本部又は支部の設置を知ったときは、それぞれの所属所に登庁若しくは、所属長等に連絡し、その指示を受けるものとする。

2 本部職員及び支部職員は登庁又は所属長に連絡できない場合は、あらかじめ定められている市の機関に登庁して、当該機関の長の指示を受けるものとする。

（本部員及び職員の心構え）

第 20 条 本部員、本部職員及び支部職員は、国民保護対策本部及び支部が発し又は受領する報告、要請、指示、連絡等並びに国民保護対策本部及び支部の実施する国民の保護のための対策の内容については、所定の様式により記録しておくものとする。

ただし、その内容が軽易な場合は、この限りでない。

2 前項の記録は、対策が完了し、当該記録が不要になるまで国民保護対策本部又は支部においてこれを保存しなければならない。

3 本部職員及び支部職員は、国民の保護のための対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び住民その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

4 本部職員及び支部職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、国民保護対策本部又は支部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

5 本部職員及び支部職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班の協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

（準用）

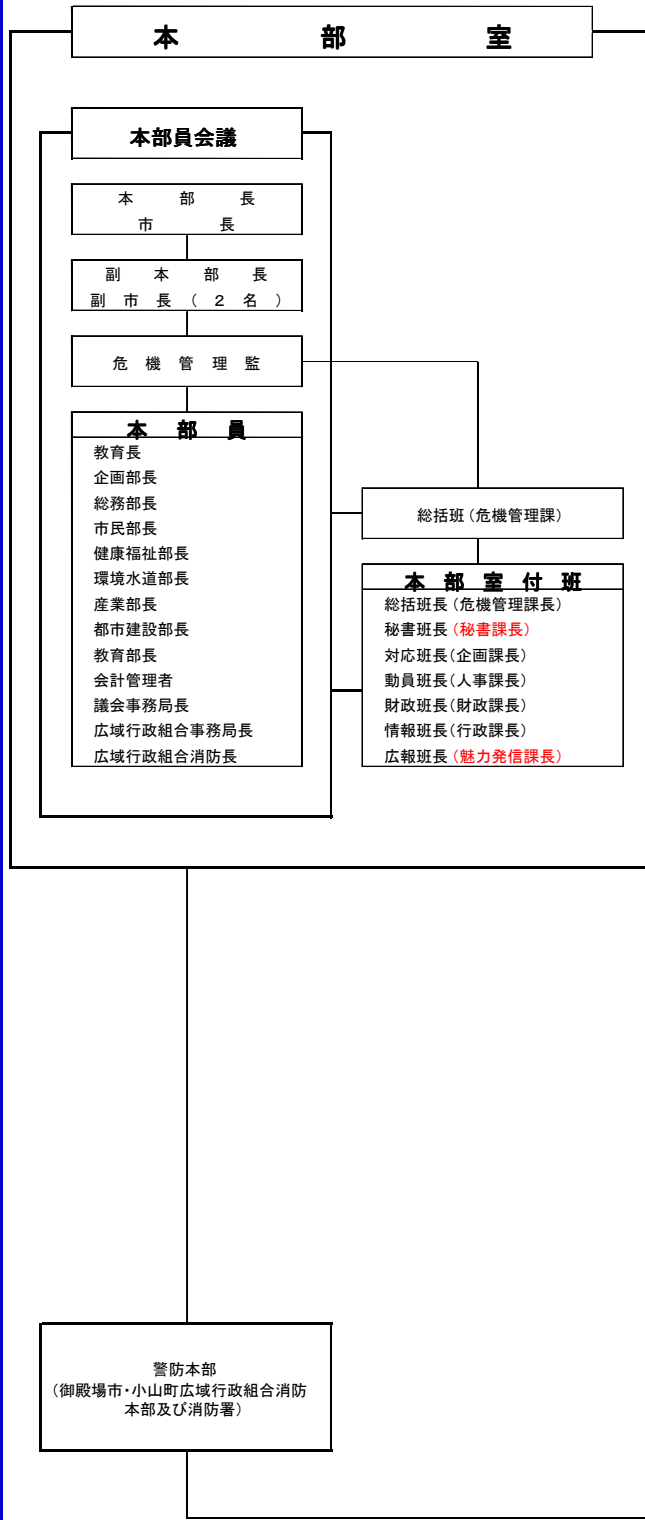
第 21 条 第 2 条から前条までの規定は、御殿場市緊急対処事態対策本部について準用する。

附則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。



部	班	担当部署
企 画 部	秘書班	秘書課
	広報班	魅力発信課
	対応班	企画課
	情報班	行政課
	渉外班	演習場渉外室
総 務 部	総務班	総務課
	動員班	人事課
	財政班	財政課
	調査記録班	税務課 課税課
	応援班	監査委員事務局
市 民 部	埋火葬班	市民課
	市民相談班	くらしの安全課
	交通安全班	
	応援班	国保年金課
	文化班	文化スポーツ課
	地域支援班	市民協働課
健康福祉部	救助班	社会福祉課
	児童福祉班	介護福祉課
		子育て支援課
		子ども育成課
	医療救護班	健康推進課 救急医療課
環境水道部	清掃班	リサイクル推進課 環境課
	下水道班	下水道課
	給水班	水道業務課
	水道管理班	水道工務課
産 業 部	農林班	農政課 農林整備課
	応援班	地籍調査課
	商工観光班	商工観光課
都市建設部	都市計画班	都市計画課
	応援班	新東名課
	都市整備班	工事検査課
		都市整備課
		建築住宅課
	道路河川班	道路河川課 管理維持課
会 計 部	会計班	会計課
教 育 部	学校施設班	教育総務課
	学校教育班	学校教育課
	社会教育班	社会教育課
	給食班	学校給食課
議 会 部	議会班	議会事務局
広域行政部	広域庶務班	広域庶務課
	広域施設班	広域施設課
	塵芥処理施設班	焼却センター
	し尿処理施設班	衛生センター
支 部	御殿場支部	御殿場地域振興センター
	富士岡支部	富士岡支所
	原里支部	原里支所
	玉穂支部	玉穂支所
	印野支部	印野支所
	高根支部	高根支所
非常備消防部	消防団	消防団
常備消防部		消防本部

御殿場市国民保護対策本部 本部付各班事務分掌

班 名	班長相当職	事務分掌
総 括 班	危機管理課長	1 国民保護対策本部の運営に関すること。 2 国及び県、関係機関との連絡調整に関すること。 3 支部との連絡調整に関すること。 4 本部における情報の一元的管理（収集・伝達）に関すること。 5 地域防災無線の統制運用に関すること。 6 市民からの電話対応、情報の収集に関すること。
対 応 班	企画課長	1 各課（班）（消防本部含む）の状況把握に関すること。 2 応急対応策（案）の策定に関すること。 3 防災関係機関、企業及び市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関すること。
情 報 班	情報政策課長	1 市内の被害情報などの収集及び分析に関すること。 2 気象情報、交通情報、道路情報及び民心の動向情報等の収集伝達に関すること。 ③ サーバ、LANの管理及び情報ツールの確保に関すること。
秘 書 班	秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
広 報 班	魅力発信課長	① 同報無線、新聞、テレビ、ラジオ等による市民への武力攻撃災害関連情報、その他の情報伝達に関すること。 ② 報道機関への情報提供及びマスコミ対応に関すること。 3 同時通報無線の統制運用に関すること。
動 員 班	人事課長	1 職員の動員及び調整（避難所、各支部への派遣など）に関すること。 2 他市町村等に対する応援派遣及び、他市町村からの派遣受入れに関すること。 ③ 職員の健康管理に関すること。 ④ 職員の災害補償に関すること。
財 政 班	財政課長 及び 管財課長	1 国民保護対策の予算措置に関すること。 ② 公用車集中管理車（レンタカー等の調達車両を含む。）の配車、燃料の調達、点検に関すること。 3 緊急（物資）輸送の実施に関すること。 ④ 災害応急対策用資機材等物資の調達、確保に関すること。 5 備蓄品の管理に関すること。

* ○は、通常業務と兼ねているもの

御殿場市国民保護対策本部 本部室付各班の職員構成表

班名等	班長相当職等	構成員等
総 括 班	危機管理課長	6 名（班長を含む。）及び総括班指名職員
対 応 班	企画課長	2 名（班長含む）及び総括班から支援
情 報 班	情報政策課長	2 名（班長含む）
秘 書 班	秘書課長	〃
広 報 班	魅力発信課長	〃
動 員 班	人事課長	〃
財 政 班	財政課長	2 名（班長、管財課職員含む）及び総括班から支援
本部員付連絡員	各本部員	各本部員に 1 名

- * 各班の構成員は、原則として本表によることとするが、班長の判断によりこれを増減することができる。
- * 本部員付連絡員は、原則として所属本部員の指示により行動するものとする。
- * 総括班指名職員は、危機管理課などの勤務経験者とし、年度当初に指名する。対策本部が設置された際は、総括班で勤務する。

御殿場市国民保護対策本部（部及び班）の編成及び事務分掌

部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌
危機管理課	危機管理監	総括班	危機管理課長	1 国民保護対策本部の運営に関すること。 2 国及び県、関係機関との連絡調整に関すること。 3 支部との連絡調整に関すること。 4 本部における情報の一元的管理（収集・伝達）に関すること。 5 地域防災無線の統制運用に関すること。 6 市民からの電話対応、情報の収集に関すること。
企画部	企画部長	秘書班	秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
		広報班	魅力発信課長	① 同報無線、新聞、テレビ、ラジオ等による市民への武力攻撃災害関連情報、その他の情報伝達に関すること。 ② 報道機関への情報提供及びマスコミ対応に関すること。 3 同時通報無線の統制運用に関すること。
		対応班	企画課長	1 各課（班）（消防本部含む）の状況把握に関すること。 2 応急対応策（案）の策定に関すること。 3 防災関係機関、企業及び市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関すること。
		情報班	情報政策課長	1 市内の被害情報などの収集及び分析に関すること。 2 気象情報、交通情報、道路情報及び民心の動向情報等の収集伝達に関すること。 ③ サーバ、LANの管理及び情報ツールの確保に関すること。
		渉外班	演習場渉外課長	1 派遣自衛隊との連絡調整、配置状況の取りまとめに関すること。 2 ヘリポートの開設に関すること。 3 演習場の一時使用に関すること。
		応援班	未来プロジェクト課長	1 他の班の応援に関すること。
総務部	総務部長	総務班	総務課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧の実施促進に関すること。 2 本部電話の設置（接続）依頼及び災害優先電話の管理に関すること。 3 職員及び来庁者への広報に関すること。 4 庁舎自衛消防隊に関すること。 ⑤ 庁舎の被害状況の取りまとめ及び緊急機能確保措置に関すること。 ⑥ 他の部に属さないこと。 7 部内の連絡調整に関すること。

部 名	部 長	班 名	班長相当職	事 務 分 掌
		動員班	人事課長	1 職員の動員及び調整（避難所、各支部への派遣など）に関すること。 2 他市町村等に対する応援派遣及び、他市町村からの派遣受入れに関すること。 ③ 職員の健康管理に関すること。 ④ 職員の災害補償に関すること。
		財政班	財政課長 及び 管財課長	1 国民保護対策の予算措置に関すること。 ② 公用車集中管理車（レンタカー等の調達車両を含む。）の配車、燃料の調達、点検に関すること。 3 緊急（物資）輸送の実施に関すること。 ④ 災害応急対策用資機材等物資の調達、確保に関すること。 5 備蓄品の管理に関すること。
		調査記録班	税務課長 及び 課税課長	1 武力攻撃災害状況（固定資産）の調査に関すること。 ② 武力攻撃被害者及び家屋の被害調査に関すること。 3 武力攻撃被災者台帳の調製に関すること。 4 り災証明書の発行に関すること。 ⑤ 軽自動車の廃車手続きに関すること。
		応援班	監査委員 事務局長	1 他の班の応援に関すること。
市民部	市民部長	埋火葬班	市民課長	① 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録に関すること。 ② 埋火葬の手続きに関すること。
		市民相談班	くらしの 安全課長	① 各種相談に関すること。 ② 消費者保護に関すること。
		交通安全班		① 交通指導員との連絡調整に関すること。 2 交通情報の収集に関すること。
		地域支援班	市民協働課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧の実施促進に関すること。 ② 災害ボランティア本部（センター）との連絡調整に関すること。 ③ 国際交流協会との連絡調整に関すること。
		応援班	国保年金課長	① 国民健康保険・後期高齢者医療に関すること。 2 他の班の応援に関すること。

部 名	部 長	班 名	班長相当職	事 務 分 掌
健康福祉部	健康福祉部長	救助班	社会福祉課長 及び 介護福祉課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 ② 国民保護 法の適用に関すること。 3 応急救護を要すると認める者の救護に関すること。 4 避難者名簿の作成に関すること。 5 避難地、避難所における応急相談に関すること。 6 協定（福祉）避難所との調整に関すること。 7 要配慮者 の安否確認及び支援に関すること。 8 遭難者の救護に関すること。 9 応急仮設住宅への入居に関すること。 10 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 11 遺体の処理等に関すること。 12 災害弔慰金の支給等に関する法律の適用及び実施に関すること。 13 罹災低所得者の救護対策に関すること。 14 部内の連絡調整に関すること。
		児童福祉班	子育て支援課長 及び 保育幼稚園 課長	1 児童福祉施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 児童福祉施設の児童の避難及び保護者への引渡しに関すること。 3 児童福祉施設の児童の避難状況の取りまとめに関すること。 4 武力攻撃 り災児童の救護に関すること。 5 武力攻撃 り災母子世帯の救護に関すること。
		医療救護班	健康推進課長 及び 救急医療課長	1 武力攻撃 被災者の医療救護に関すること。 2 医療救護班の編成に関すること。 3 医療救護所の開設・運営に関すること。 4 医療救護所の医薬品等の準備に関すること。 5 広域応援部隊（医療関係）の受け入れ・運用に関すること。 6 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 7 収容可能医療機関の把握に関すること。 8 医療薬品及び衛生資材の調達に関すること。 9 感染症患者の隔離収容に関すること。 10 医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、助産師会及び御殿場健康福祉センターとの連絡調整に関すること。 11 医療救護本部との調整に関すること。

部名	部長	班名	班長相当職	事務分掌
環境部	環境部長	清掃班	環境課長 及び リサイクル 推進課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する こと。 ② 廃棄物の処理に関すること。 3 処理施設及び処分地の確保に関すること。 4 広域行政部との連絡調整に関すること。 5 一般廃棄物（し尿）処理業者との連絡調整に関する こと。 ⑥ 公衆衛生（防疫）に関すること。 7 仮設トイレの設置に関すること。
		下水道班	下水道課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する こと。 2 下水道工事業者との連絡調整に関すること。 3 応急復旧用資機材の調達に関すること。
		上水道班	上水道課長	1 応急給水計画に関すること。 2 飲料水の確保対策及び給水活動体制に関すること。 3 上水道施設の被害調査及び災害応急復旧の実施に関す ること。 4 上水道水源確保に関すること。 5 応急復旧作業隊の編成及び出動に関すること。 ⑥ 指定工事業者との連絡調整に関すること。 7 復旧用及び応急復旧用資材の確保に関すること。
		応援班	国土調査 課長	1 他の班の応援に関すること。
産業スポーツ部	産業スポーツ部長	農政班	農政課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する こと。 ② 農業関係被害の調査及び取りまとめに関すること。 3 農業・林業関係の激甚災指定の取りまとめに関するこ と。 4 農業協同組合等農業関係団体との連絡調整に関するこ と。 5 主食、副食、調味料の調達及びあっせんに関すること。 6 支援物資の受け入れ及び配分に関すること。 7 農家に対する災害金融に関すること。 ⑧ 家畜伝染病予防に関すること。 9 部内の連絡調整に関すること。

部 名	部 長	班 名	班長相当職	事 務 分 掌
		農林整備 班	農林整備 課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する こと。 2 農道、農業用施設、林道、治山及び林業関係の被害調 査に関すること。 ③ 森林組合との連絡調整に関すること。 ④ 森林火災に関すること。
		商工観光 班	商工振興課 長及び観光 交流課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する こと。 2 生活必需品等応急物資の調達及びあっせんに関する こと。 3 生鮮食料品等の調達及びあっせんに関すること。 4 支援物資の受け入れ及び配分に関すること。 5 中小企業関係の激甚災指定の取りまとめに関するこ と。 6 中小企業に対する災害金融に関すること。 7 商工会等関係団体との連絡調整に関すること。 8 商工業等の災害応急復旧の実施促進に関すること。 9 生活関連物資の価格需給動向の調査及び安定供給の確 保並びに苦情処理の対策に関すること。
		応援班	スポーツ 交流課	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する こと。 2 他の班の応援に関すること。
都市建設部	都市建設部長	都市計画 班	都市計画 課長	1 施工中の開発行為の被害調査に関すること。 2 復興都市計画の策定促進に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。
		都市整備 班	都市整備 課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関する こと。 2 施工中の施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関す ること。 3 帰宅困難者への対応に関すること。

部 名	部 長	班 名	班長相当職	事 務 分 掌
		建築住宅 班	建築住宅課	1 施工中の建築物の災害応急復旧に関すること。 2 応急仮設住宅の建築・維持補修に関すること。 3 各種建築物の応急補強対策及び屋内安全対策の相談指導に関すること。 4 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 5 建築士会等関係機関との連絡調整に関すること。 6 応急危険度判定に関すること。 7 住宅関係金融に関すること。
		道路河川 班	道路河川課 及び 管理維持課	① 道路・橋梁・河川等土木施設関係の被害調査及び災害応急復旧に関すること。 2 災害時における道路及び橋梁の使用に関すること。 3 応急復旧用土木資機材等の確保に関すること。 4 建設業協会との連絡調整、応急復旧作業隊の編成及び出動の準備に関すること。 5 道路の交通規制に関すること。 6 緊急輸送路、幹線道路の確保に関すること。 7 施工中の施設の対応対策の実施促進に関すること。
		応援班	公園緑地 課長	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること 3 他の班の応援に関すること。
会計部	会計 管理者	会計班	会計課長	1 災害応急対策に伴う経費の収支に関すること。 2 義援金品の受付、受領及び一時保管に関すること。 3 義援金品の配分委員会に関すること。
教育部	教育部長	学校施設 班	教育総務 課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。
		学校教育 班	学校教育 課長	1 幼稚園児・児童・生徒の避難及び保護者への引渡しに関すること。 2 応急教育に関すること。 3 災害用教科書及び学用品の調達及びあっせんに関すること。 4 休校その他学校等の管理に関すること。 5 幼稚園児・児童・生徒の避難状況の取りまとめに関すること。
		社会教育 班	社会教育 課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 文化財の被害調査に関すること。

部 名	部 長	班 名	班長相当職	事 務 分 掌
		給食班	学校給食 課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関するこ と。 2 食料の調達及び支給に関すること。 3 職員の給食に関すること。
議 会 部	議 会 事務局長	議会班	議事課長	1 議員との連絡に関すること。 2 議会の会議に関すること。 3 議会の調査活動に関すること。
広 域 行 政 部	広 域 行政組合 事務局長	広域庶務 班	庶務課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 市民部、環境水道部との連絡調整に関すること。 3 小山町（副管理者、総務課）及び広域行政組合議会議員との連絡調整に関すること。 4 斎場の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 5 代替施設の確保に関すること。
		広域施設 班	施設課長	1 所管施設の被害状況調査の取りまとめ及び災害応急復 旧の支援に関すること。 2 代替施設の確保に係る市町等との連絡調整に関するこ と。
		塵芥処理 施設班	<u>焼却</u> センター 所長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関するこ と。 2 代替施設の確保に関すること。
		し尿処理 施設班	衛生 センター 所長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関するこ と。 2 代替施設の確保に関すること。

* 警防本部の編成及び事務分掌は、御殿場市・小山町広域行政組合消防本部計画による

* ○は、通常業務と兼ねているもの

御殿場市災害対策本部支部の編成及び事務分掌

支部名	支部長	支部員	支部職員	事 務 分 掌
御殿場支部 (御殿場地域振興センター)	御殿場地域 振興センター所 長	消防団第1分団 分団長 副分団長 本部班長	センター 職員 派遣職員	1 支部活動の総括に関する事。 2 本部長からの命令指示等の伝達に関する事。 3 国民保護対策本部との連絡調整に関する事。 4 気象情報及び支部管内の武力攻撃災害情報の収集・分析及び伝達に関する事。 5 各種被害等への対応に関する事。 6 支部管内の自主防災組織との連絡調整に関する事。 7 消防指揮本部との連絡調整に関する事。 8 避難地・避難所の管理に関する事。 9 その他本部長の特命事項に関する事。
富士岡支部 (富士岡支所)	富士岡支所長	消防団第2分団 分団長 副分団長 本部班長	富士岡支所 職員 派遣職員	1 支部活動の総括に関する事。 2 本部長からの命令指示等の伝達に関する事。 3 国民保護対策本部との連絡調整に関する事。 4 気象情報及び支部管内の武力攻撃災害情報の収集・分析及び伝達に関する事。 5 各種被害等への対応に関する事。 6 支部管内の自主防災組織との連絡調整に関する事。 7 消防指揮本部との連絡調整に関する事。 8 避難地・避難所の管理に関する事。 9 その他本部長の特命事項に関する事。
原里支部 (原里支所)	原里支所長	消防団第3分団 分団長 副分団長 本部班長	原里支所 職員 派遣職員	1 支部活動の総括に関する事。 2 本部長からの命令指示等の伝達に関する事。 3 国民保護対策本部との連絡調整に関する事。 4 気象情報及び支部管内の武力攻撃災害情報の収集・分析及び伝達に関する事。 5 各種被害等への対応に関する事。 6 支部管内の自主防災組織との連絡調整に関する事。 7 消防指揮本部との連絡調整に関する事。 8 避難地・避難所の管理に関する事。 9 その他本部長の特命事項に関する事。

支部名	支部長	支部員	支部職員	事 務 分 掌
玉穂支部 (玉穂支所)	玉穂支所長	消防団第4分団 分団長 副分団長 本部班長	玉穂支所 職員 派遣職員	1 支部活動の総括に関する事。 2 本部長からの命令指示等の伝達に関する事。 3 国民保護対策本部との連絡調整に関する事。 4 気象情報及び支部管内の武力攻撃災害情報の収集・分析及び伝達に関する事。 5 各種被害等への対応に関する事。 6 支部管内の自主防災組織との連絡調整に関する事。 7 消防指揮本部との連絡調整に関する事。 8 避難地・避難所の管理に関する事。 9 その他本部長の特命事項に関する事。
印野支部 (印野支所)	印野支所長	消防団第5分団 分団長 副分団長 本部班長	印野支所 職員 派遣職員	1 支部活動の総括に関する事。 2 本部長からの命令指示等の伝達に関する事。 3 国民保護対策本部との連絡調整に関する事。 4 気象情報及び支部管内の武力攻撃災害情報の収集・分析及び伝達に関する事。 5 各種被害等への対応に関する事。 6 支部管内の自主防災組織との連絡調整に関する事。 7 消防指揮本部との連絡調整に関する事。 8 避難地・避難所の管理に関する事。 9 その他本部長の特命事項に関する事。
高根支部 (高根支所)	高根支所長	消防団第6分団 分団長 副分団長 本部班長	高根支所 職員 派遣職員	1 支部活動の総括に関する事。 2 本部長からの命令指示等の伝達に関する事。 3 国民保護対策本部との連絡調整に関する事。 4 気象情報及び支部管内の武力攻撃災害情報の収集・分析及び伝達に関する事。 5 各種被害等への対応に関する事。 6 支部管内の自主防災組織との連絡調整に関する事。 7 消防指揮本部との連絡調整に関する事。 8 避難地・避難所の管理に関する事。 9 その他本部長の特命事項に関する事。

【御殿場市国民保護対策本部及び御殿場市緊急対処事態対策本部構成員】

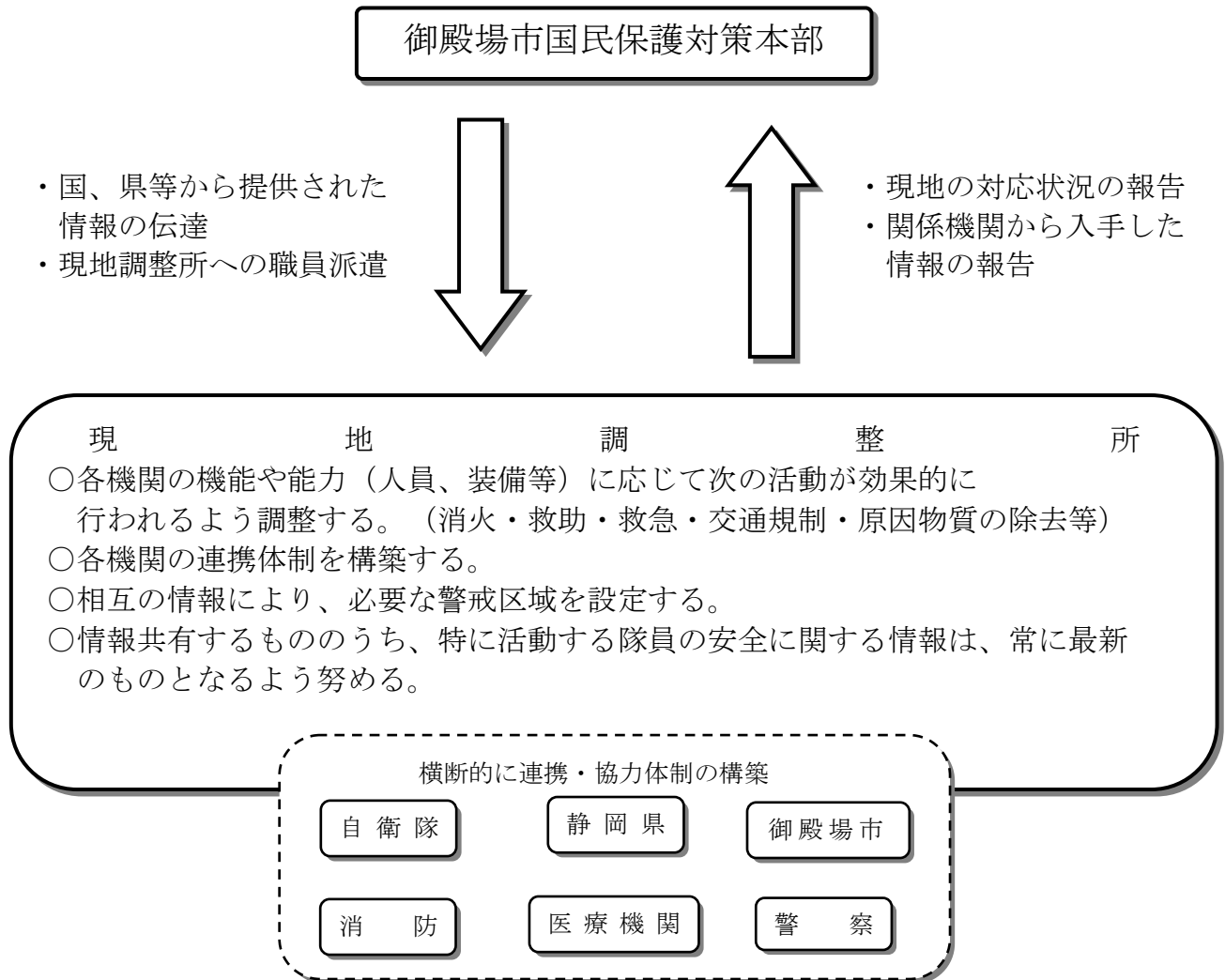
1	本部長	市 長	法28条第1項
2	副本部長	副 市 長（2名）	第4項第1号
3	本部員	危機管理監	第4項第4号
4	〃	教 育 長	第4項第2号
5	〃	消 防 長	第4項第3号
6	〃	企画部長	第4項第4号
7	〃	総務部長	〃
8	〃	市民部長	〃
9	〃	健康福祉部長	〃
10	〃	環境部長	〃
11	〃	産業スポーツ部長	〃
12	〃	都市建設部長	〃
13	〃	会計管理者	〃
14	〃	教育部長	〃
15	〃	議会事務局長	〃
	〃	広域行政組合事務局長	

【担当課における平素の業務】

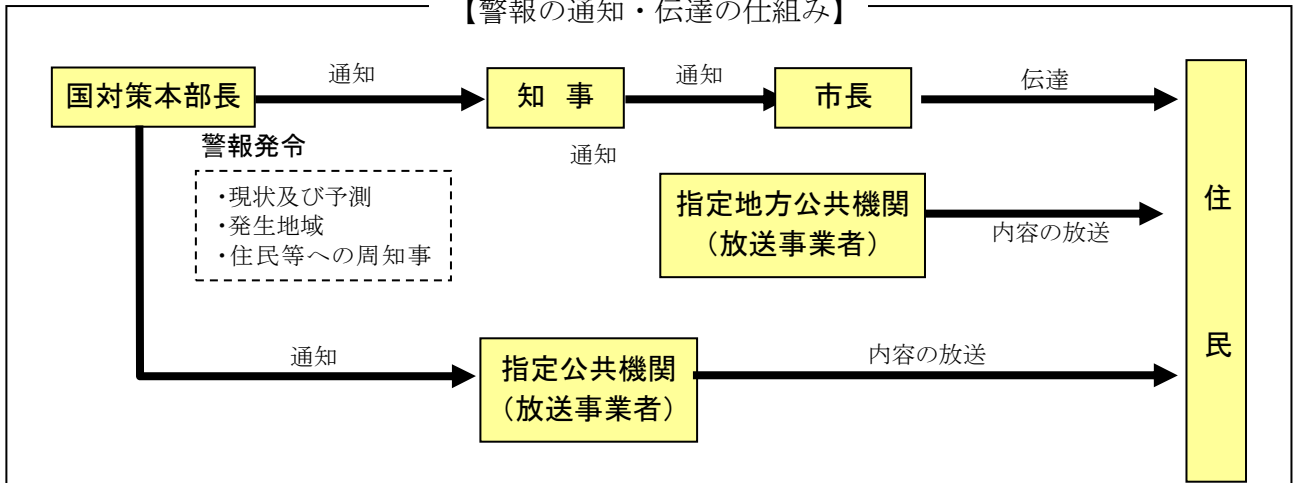
担当課名	平素の業務
危機管理課	・ 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関すること。 ・ 研修、訓練及び啓発に関すること。 ・ 避難及び救援に関する体制の整備に関すること。 ・ 避難施設に関すること。 ・ 生活関連等施設に関すること。 ・ 特殊標章等の交付及び管理に関すること。 ・ 静岡県東部危機管理局との連絡体制の整備に関すること。 ・ 防災行政無線等の災害情報通信網の整備に関すること。 ・ 物資・資機材の備蓄等に関すること。 ・ 自主防災組織等への訓練・啓発に関すること。 ・ 国民保護に係る総合調整に関すること。 ・ 国民保護協議会に関すること。
企画課	・ 安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・ 情報提供体制（報道機関への情報提供、臨時広報）の整備に関すること。

担当課名	平素の業務
情報政策課	・ 情報収集・提供体制の整備に関する事。 ・ 被災情報の整理体制の整備に関する事。
市民協働課	・ 災害救援ボランティアとの連絡調整に関する事。
演習場渉外課	・ 関係機関（国、県、市町、自衛隊、在日米軍、その他の関係機関）との連携体制の整備に関する事。
総務課	・ 緊急時の連絡体制の整備に関する事。 ・ 非常通信体制の整備（臨時・仮設電話の維持管理、災害時優先電話の確保）に関する事。
財政課 管財課	・ 応急公用負担に関する事。 ・ 特定物資の収用に関する事。 ・ 国民への協力要請によるもの。 ・ 特定物資の保管命令に関する事。 ・ 不服申立てに関する事。 ・ 土地等の使用に関する事。 ・ 応急活動に必要な車両及び車両用燃料の確保及び管理に関する事。
社会福祉課 介護福祉課	・ 赤十字奉仕団との連絡調整に関する事。 ・ 要援護者の支援体制の整備に関する事。 ・ 遺体処理体制の整備に関する事。
子育て支援課 保育幼稚園課	・ 児童福祉関連施設等への情報伝達体制の整備に関する事。
健康推進課	・ 救援に関する医療関係団体等との調整に関する事。 ・ 物資・資機材（医薬品等）の備蓄に関する事。 ・ 医療活動拠点の整備に関する事。 ・ 物資・資機材（医薬品等）の調達体制の整備に関する事。
救急医療課	・ 緊急時医療体制の整備に関する事。
市民課	・ 遺体処理手続体制の整備に関する事。 ・ 安否情報の照会に関する事。
環境課	・ 緊急時の防疫体制の整備に関する事。
農政課	・ 食料等の調達体制に関する事。
商工振興課 観光交流課	・ 生活必需物資の調達体制に関する事。
下水道課	・ ライフライン施設（下水道）の機能の確保に関する事。
上水道課	・ ライフライン施設（上水道）の機能の確保に関する事。
建築住宅課	・ 公共建築物の災害対策に関する事。 ・ 復旧用資機材の調達体制の整備に関する事。
管理維持課 道路河川課	・ 建設資機材の調達体制の整備に関する事。 ・ 所管の輸送施設（緊急輸送路等）の把握に関する事。
学校教育課	・ 教育施設への情報伝達体制の整備に関する事。 ・ 学校における啓発に関する事。 ・ 児童・生徒の安全確保に関する事。
議事課	・ 市議会議員への連絡調整体制の整備に関する事。

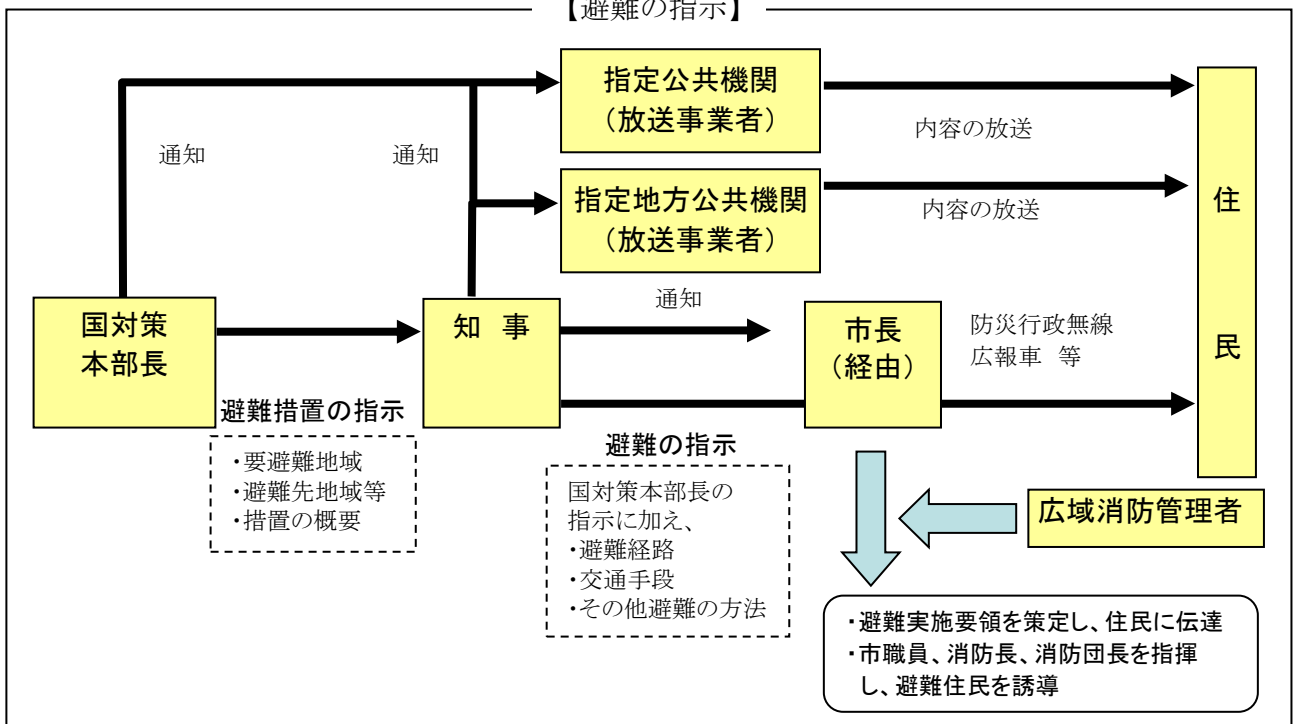
【現地調整所の組織編成】



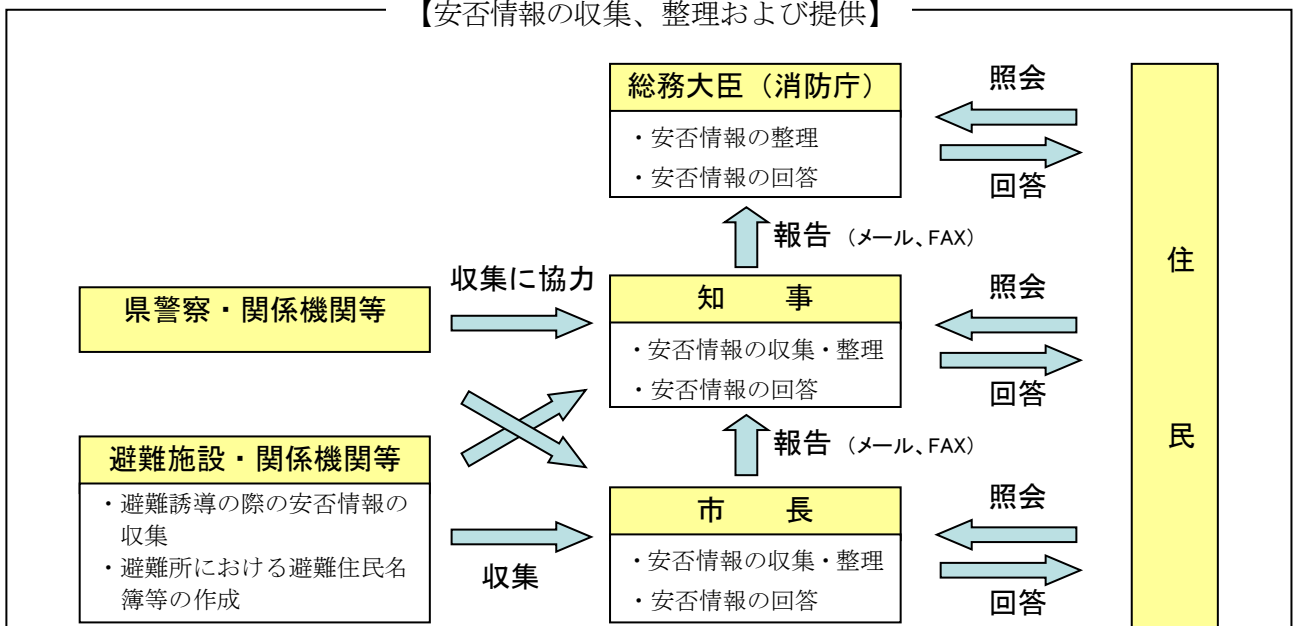
【警報の通知・伝達の仕組み】



【避難の指示】



【安否情報の収集、整理および提供】



【退避の指示の一例】

- ・「御殿場市〇〇地区」の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ・「御殿場市△△区」の住民については、C地区のD小学校（一時）避難場所へ退避すること。

①屋内への避難

弾道ミサイル攻撃等極めて短時間で避難が必要な場合や、ゲリラなや特殊部隊による攻撃が発生した場合などにおいては、できるだけ近隣のコンクリート施設等の堅牢な施設や地下施設へ避難する。その後、事態の推移、被害状況に応じて他の安全な地域に避難する。

②地区内の避難

徒歩を原則として、地区内の避難施設に避難する。遠方への避難が必要な場合は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、公共交通機関等を利用し避難する。

③他市町への避難

徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事等が要請したバス等により避難する。また、路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。

④他市町または県外への避難

大規模な着上陸侵攻等の本格的な侵攻事態など県内他市町または他の府県への避難が必要な場合は、原則として、公共交通機関等による避難を行う。駅等に集合し、指定された公共交通機関により避難する。

【関係機関との協定一覧】

平成 27 年 9 月 1 日現在

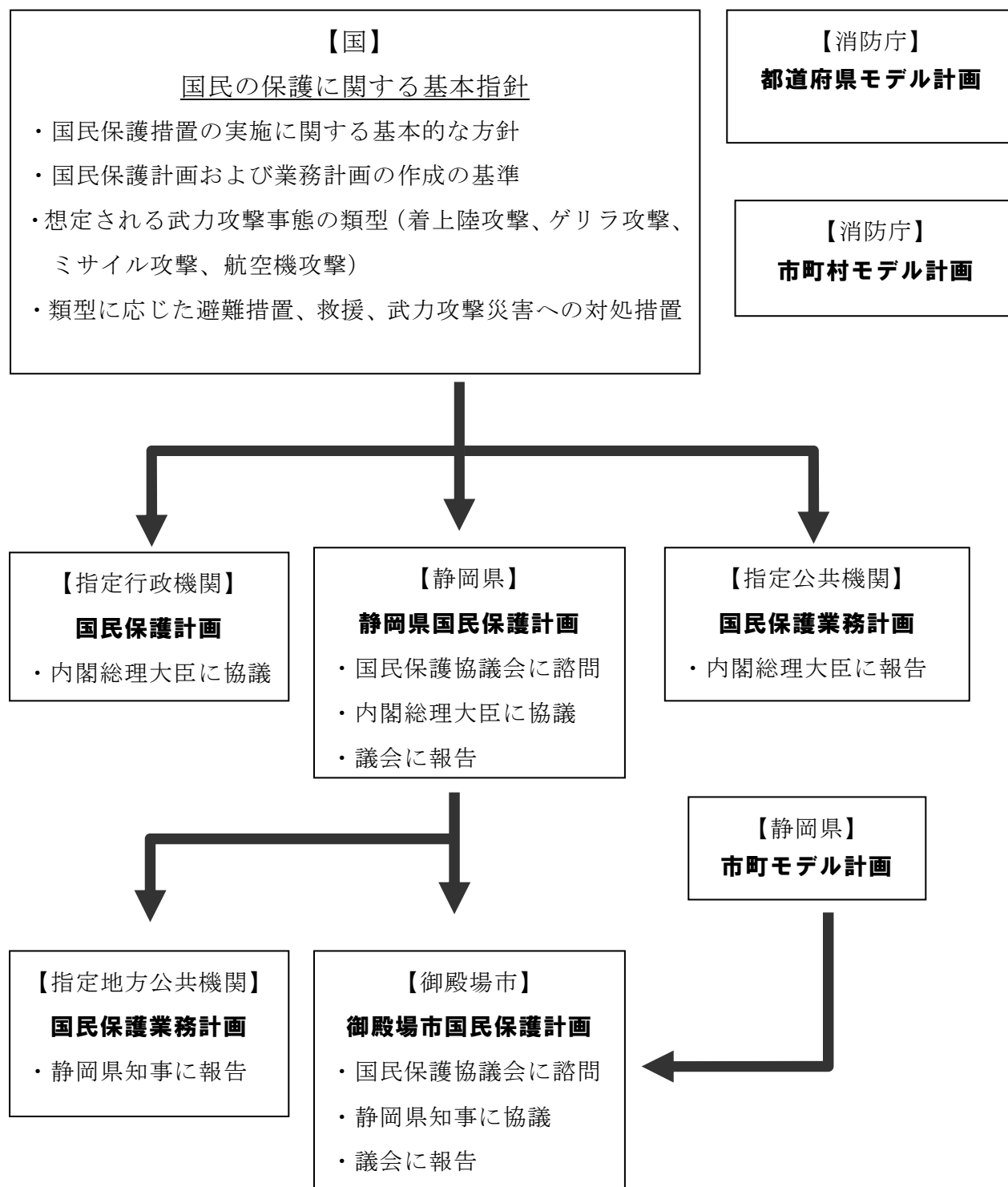
	協定等名称	協定先	締結日
市町村 関係	静岡県消防相互応援協定	県内 74 市町村及び 15 消防組合	昭和 62 年 4 月 1 日
	災害時等の相互応援協定に関する協定	県東部 18 市町	平成 2 年 12 月 27 日
	御殿場市及び取手市災害相互応援に関する協定	茨城県取手市	平成 11 年 2 月 5 日
	御殿場市及び岩国市災害相互応援に関する協定	山口県岩国市	平成 11 年 2 月 9 日 平成 19 年 10 月 1 日(再)
	水道災害相互応援に関する協定	県東部 4 市 2 町	平成 12 年 10 月 2 日
	一般廃棄物処理に関する災害時の相互応援に関する協定	県内 74 市町村及び 25 組合等	平成 13 年 3 月 30 日
	災害時等の相互応援協定に関する協定	神奈川県足柄下郡箱根町	平成 17 年 4 月 6 日
	環富士山地域における災害相互応援に関する協定	山梨県市町村、静岡県市町	平成 18 年 5 月 10 日
	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク 会議構成市町村災害時相互応援協定に関する協定	静岡県、神奈川県、山梨県 関係市町村 (37)	
	全国報徳研究市町村協議会における災害 応急対策活動の相互応援に関する協定	全国報徳研究市町村 (17)	平成 26 年 11 月 28 日
医療、福祉 関係	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定 (市内各福祉施設と私立保育園)	社会福祉法人大東会	平成 8 年 5 月 20 日
		社会福祉法人若葉会	
		社会福祉法人双葉会	
		社会福祉法人すみれ福祉会	
		社会福祉法人雲柱社	平成 8 年 5 月 31 日
		社会福祉法人富岳会	
		社会福祉法人野菊寮	
		社会福祉法人武蔵野会	
		御殿場十字の園	平成 18 年 2 月 15 日
		社会福祉法人博友会	
		社会福祉法人博友会 (すずらん)	平成 25 年 2 月 26 日
		NPO 法人すぎな	
		社会福祉法人飛翔の会	平成 25 年 3 月 27 日
	災害時に特別支援学校を避難所として使用することに関する覚書	静岡県立御殿場特別支援学校	平成 18 年 6 月 30 日

	協定等名称	協定先	締結日
医療、福祉関係	災害時の医療救護活動に関する協定	御殿場市医師会	平成 10 年 11 月 9 日
		北駿薬剤師会	平成 10 年 11 月 1 日
		駿東歯科医師会	平成 10 年 11 月 20 日
		駿東歯科医師会御殿場支部	
	大規模災害時等の自衛隊派遣における留守家族支援に関する協定	陸上自衛隊富士駐屯地	平成 23 年 3 月 17 日
		陸上自衛隊板妻駐屯地	
		陸上自衛隊駒門駐屯地	
		陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地	
情報・通信	災害時支援協力に関する覚書・道路破損等についての情報提供に関する覚書	郵便事業株式会社	平成 10 年 9 月 1 日
	公共土木施設等における被害情報提供に関する地区覚書	郵便事業株式会社	平成 14 年 6 月 1 日
	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	平成 23 年 5 月 26 日
		御殿場市アマチュア無線非常通信連絡協議会	平成 8 年 1 月 27 日
	災害時における非常災害放送に関する協定	静岡エフエム放送株式会社	平成 23 年 11 月 18 日
	災害時における災害緊急放送に関する協定	(株)TOKAI ケーブルネットワーク	平成 24 年 10 月 15 日
	災害時に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 24 年 12 月 5 日
水道	災害時の水道事業緊急協力に関する協定	御殿場市水道工事業協同組合	平成 16 年 4 月 1 日
	災害時等における応急対策に関する協定	株式会社ジェネッツ	平成 25 年 2 月 19 日
事業所	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	御殿場青果株式会社	平成元年 12 月 11 日
		有限会社マルヤマ鈴木商店	
		静岡県石油商業組合 御殿場支部	
		静岡県エルピーガス協会 東部支部 御殿場地区会	平成元年 12 月 14 日
		御殿場農業協同組合	平成 17 年 9 月 1 日
		御殿場市米穀商組合	
	災害時等における応急対策業務に関する協定	御殿場市建設業協会	平成 18 年 1 月 31 日

	協定等名称	協定先	締結日
事業所	災害時における協力に関する協定	有限会社青葉国際御殿場式 典社	平成 20 年 3 月 26 日
		株式会社アルス	
		勝又造花店有限会社	
		株式会社福井堂	
		株式会社平安	
	災害時における救援物資提供に関する協定	キリンビバレッジ株式会社	平成 20 年 9 月 1 日
	大規模な地震等に係る飲料水の供給に 関する協定	キリンビール株式会社	平成 20 年 9 月 3 日
		キリンディスティラリー(株)	
	避難所施設利用に関する協定	独立行政法人国立青少年教育振興 機構 国立中央青少年交流の家	平成 21 年 3 月 31 日
		公益財団法人日本YMC A同盟 国際青少年センター東山荘	平成 26 年 4 月 11 日
		御殿場農業協同組合	平成 26 年 8 月 14 日
	災害時における家屋被害認定調査に関 する協定	静岡県土地家屋調査士会	平成 21 年 4 月 1 日
	災害時における民間賃貸住宅に係る空 き家情報の提供等に関する協定	社団法人静岡県宅地建物取 引業協会	平成 21 年 9 月 1 日
	災害時における食料品供給等の支援に 関する協定	株式会社ブルボン	
		株式会社虎屋	
	災害時における生活物資の供給協力に 関する協定	株式会社カインズ	平成 24 年 2 月 16 日
	災害時における生活物資供給等の支援 に関する協定	御殿場まちづくり株式会社	
	災害時における応急生活物資供給等の 支援に関する協定	株式会社エンチャー	平成 24 年 8 月 27 日
	災害時における支援協力に関する協定	マックスパリュ東海株式会社	平成 25 年 2 月 19 日
	災害時等における資機材等の調達に関 する協定	株式会社ナガワ	平成 26 年 9 月 5 日

* 協定先市町村数は、協定締結時のもの

【国民保護に関する基本指針および国民保護計画等の関係】



5 様 式

様式第 1 号（第 1 条関係） 【安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）】

→総務省令第 50 号第 1 条に基づき作成（参考 23 ページ）

様式第 2 号（第 1 条関係） 【安否情報収集様式（死亡住民）】

→総務省令第 50 号第 1 条に基づき作成（参考 23 ページ）

様式第 3 号（第 2 条関係） 【安否情報報告書】

→総務省令第 50 号第 2 条に基づき作成（参考 23 ページ）

様式第 4 号（第 3 条関係） 【安否情報照会書】

→総務省令第 50 号第 3 条に基づき作成（参考 23 ページ）

様式第 5 号（第 4 条関係） 【安否情報回答書】

→総務省令第 50 号第 4 条に基づき作成（参考 24 ページ）

第 1 号様式（火災）

第 2 号様式（特定の事故）

第 3 号様式（救急・救助事故等）

第 4 号様式（その 1）災害概況即報

→火災・災害等即報要領に基づき作成（参考 26 ページ）

別紙様式第一、別紙様式第二、別紙様式第三、別紙様式第四

→厚生労働省令第 170 号に基づき作成（参考 35 ページ）

様式 1（赤十字／特殊標章等に係る交付／使用許可申請書）

様式 2（赤十字標章等／特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳）

様式 3（身分証明書 自衛隊の衛生要員等以外の常時の／臨時の医療関係者用）

様式 4（身分証明書 国民保護措置に係る職務等を行う者用）

→赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せに基づき作成

（様式 1・様式 2：参考 111 ページ、様式 3：112 ページ、様式 4：117 ページ）

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

様式第1号（第1条関係）

安 否 情 報 収 集 様 式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

市町村名： 担当者名

[illegible]

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「①出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「②国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃被害事により死亡した住民にあっては、「④負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑤現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ③～⑥の希望又は同意欄には、安否情報提供に係る希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号 (第3条関係)

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住所(居所) 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄には記入しないこと。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出 生 の 年 月 日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本 その他（ ）
	そ の 他 個 人 を 識 別 す る た め の 情 報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

火災・災害等即報要領

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所				出火原因		
死 傷 者	死者(性別・年齢)			人		
	負傷者 重症			死者の生		
	中等症			じた理由		
	軽 症			人		
建物の概要	構造 階層			建築面積 延べ面積		
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 半 焼 部分焼 ぼ や	棟 棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)			台	人	
	消 防 団			台	人	
	そ の 他				人	
救急・救助 活 動 状 況						
災害対策本部等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式(特定の事故)

第 報

- 事故名 {
1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 2. 危険物等に係る事故
 3. 原子力施設等に係る事故
 4. その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	[レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他]		
発見日時	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
(覚知日時)	(月 日 時 分)	鎮火[処理完了]日時	月 日 時 分	
消防覚知方法	気 象 状 況			
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 ()			物質名
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()			
施設の概要	危険物施設 施設の区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (年齢・性別) 人		負傷者等 人 (人) { 重 症 人 (人) { 中 等 症 人 (人) { 軽 症 人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出 場 機 関	出場人員
			事業所	出場資機材
			自衛防衛組織	人
			共同防災組織	人
			そ の 他	人
			消防本部 (署)	台 人
			消 防 団	台 人
			海上保安庁	人
			自 衛 隊	人
			そ の 他	人
災害対策本部等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式

第 報

(救急・救助事故等)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名

発 生 場 所	1. 救急事故 2. 救助事故 3. 武力攻撃災害 4. 緊急処理事態			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		覚知方法	
事 故 の 概 要				
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)		負傷者等	人 (人)
			{ 重 症	人 (人)
			{ 中 等 症	人 (人)
	計		{ 軽 症	人 (人)
	不明			人
救助活動の要否				
要救護者数(見込)			救助人員	
救急・救助活動 の 状 況				
災害対策本部等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 （消防本部名）	
報 告 者 名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全 壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半 壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(被害状況即報)

都 道 府 県			区 分		被 害		
災 害 名 ・ 報告番号	災害名		田	流出・埋没	h a		
	第 報			冠 水	h a		
	(月 日 時現在)			畑	流出・埋没	h a	
					冠 水	h a	
報告者名		文 教 施 設		箇所			
		病 院		箇所			
		道 路		箇所			
		橋 り よ う		箇所			
		河 川		箇所			
		港 湾		箇所			
		砂 防		箇所			
		清 掃 施 設		箇所			
		崖 く ず れ		箇所			
		鉄 道 不 通		箇所			
		被 害 船 舶 隻					
		水 道		戸			
		電 話		回線			
		電 気		戸			
		ガ ス		戸			
		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所			
		り 災 世 帯 数		世帯			
		り 災 者 数		人			
		火災発生		建 物	件		
		危 険 物		件			
		そ の 他		件			
人 的 被 害	死 者	人					
	行 方 不 明 者	人					
	負 傷 者	重 傷	人				
		軽 傷	人				
住 家 被 害	全 壊	棟					
		世帯					
		人					
	半 壊	棟					
		世帯					
		人					
	一 部 破 損	棟					
		世帯					
		人					
	床 上 浸 水	棟					
		世帯					
		人					
床 下 浸 水	棟						
	世帯						
	人						
非 住 家	公 共 建 物	棟					
	そ の 他	棟					

区 分		被 害		災 等				
公 立 文 教 施 設		千円		害 の 対 設 策 置 本 状	都 道 府 県			
農 林 水 産 業 施 設		千円						
公 共 土 木 施 設		千円						
そ の 他 公 共 施 設		千円						
小 計		千円						
公共施設被害市町村数		団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円		部 況 適 用 市 町 村 助 法 名	市 町 村			
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額		千円		消防職員出動延 人 数		人		
				消防団員出動延 人 数		人		
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の種類概況							
	応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況							

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る
公用令書等の様式を定める省令

別記様式第一

収用第 号 公 用 令 書 氏名 住所 第81条第2項 第81条第4項 第183条において準用する第 第183条において準用する第 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 81条第2項 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 81条第4項 (理由) 年 月 日 処分権者 氏名 印					
収用すべき物資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

別記様式第二

保管第 号	公 用 令 書	氏名 住所	
		第81条第3項 第81条第4項 第183条において準用する第 第183条において準用する第	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律			
81条第3項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 81条第4項			
(理由)			
年 月 日		処分権者 氏名 印	

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

別記様式第三

使用第 号	公 用 令 書	氏名 住所	
		第82条 第183条において準用する第	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律			
82条 の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。			
(理由)			
年 月 日		処分権者 氏名 印	

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

別記様式第四

取消第	号		
		公 用 取 消 令 書	
		氏名	
		住所	
		第81条第2項 第81条第2項 第81条第2項 第81条第4項 第183条において準用する第 第183条において準用する第 第183条において準用する第 第183条において準用する第	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律			
81条第2項	の規定に基づく公用令書（	年	月 日 第 号）に係る処分
81条第4項			
81条第4項			
81条第4項			
を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第16条第52			
条において準用する第16条の規定により、これを交付する。			
（取り消した処分の内容）			
年 月 日			
処分権者 氏名			印

備考 用紙は、日本工業規格A 5 とする。

赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

【様式 1】

(別紙)

赤十字
標章等に係る
特 殊
交 付
使用許可
申請書

平成 年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) _____ (ローマ字) _____	生年月日(西暦) _____年____月____日
申請者の連絡先 住 所： _____ _____ 電話番号： _____ E-mail： _____	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： _____ cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____ (Rh因子 _____)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) _____ _____

(許可権者使用欄) 資 格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____
--

[様式 2]

赤十字標章等／特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳

[illegible]

【様式 3】

表面

 (この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 	
身分証明書 IDENTITY CARD	
常時の 医療関係者用 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY	
氏名/Name _____	
生年月日/Date of birth _____	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as	
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____	
有効期間の満了日/Date of expiry _____	

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

【様式 4】

表面

 (この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 	
身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name _____	
生年月日/Date of birth _____	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as	
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____	
有効期間の満了日/Date of expiry _____	

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

6 避難実施要綱の例

御殿場市避難実施要領モデル

避難実施要領については、国の市国民保護モデル計画の中で、各種の事態に応ずる例が示されているが、御殿場市の特性に基づき、これに応ずる御殿場市避難実施要領モデルを提示することにより、市による避難実施要領のパターン作成を容易にしようとするものである。

1 避難実施要領共通モデル

避難実施要領（共通）

（ケース 1）

2 各種事態に応ずる避難実施要領モデル

（1）ゲリラ・特殊部隊の攻撃又はテロの事態

①都市部における避難

（ケース 2）

②中山間地域における避難

（ケース 3）

（2）弾道ミサイル攻撃・航空攻撃の事態

弾道ミサイル攻撃・航空攻撃に対する避難

（ケース 4）

（3）着上陸侵攻の事態

①着上陸侵攻に対する避難

（ケース 5）

3 共通的留意事項

①NBC兵器が使用された場合の留意事項

②夜間における留意事項

【ケース1 避難実施要領共通モデル】

ケース1の記述については、1項から2項（6）までの内容は、各ケースにより具体的措置等が異なることから項目等のみを記載することとし、2項（7）から5項までについては、各ケースともおおむね同様の措置となることから具体的事項を記載している。

避難実施要領（ケース1）

御殿場市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

（1）避難を必要とする事態の状況

（2）関係機関の避難に関する措置等

ア 国の措置

国の事態の認定、対策本部長による避難措置の指示、その他の措置

イ 県の措置

知事の避難の指示、その他の措置

別添「避難の指示」別紙1（各ケースによる。）

ウ 自衛隊、海上保安庁等の措置

自衛隊の国民保護等派遣、海上保安庁の避難に関する措置等

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

避難の対象住民（地区）、避難の開始（終了）時期、避難先、避難のための運送手段及び避難誘導に当たり特に留意する事項その他の避難誘導の基本となる事項

（2）市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

市対策本部の設置の時期、場所等

また、現地対策本部（調整所）等を設置する場合は、その設置の時期、場所等

イ 市職員等の現地派遣

住民の避難誘導等に当たる職員及び消防職員の派遣の時期、場所等

（3）輸送要領

ア 避難に係る一時避難場所、集合完了時間及び輸送力の配分、避難先等

別添「避難輸送計画」別紙2（各ケースによる。）

イ 輸送に当たっての私有車両、私有船舶等の使用規制その他の交通規制等

（4）避難実施要領の住民への伝達

防災行政無線や広報車等による住民への避難実施要領の伝達方法及び伝達内容

別添「避難実施要領伝達文」別紙3（各ケースによる。）

（5）一時避難場所への移動

ア 避難住民の一時避難場所への移動要領及び移動に当たっての留意事項

イ 災害時要援護者等の自力避難困難者の一時避難場所への移動に対する支援等

（6）避難者リストの作成

避難者リストの作成及び避難住民の確認要領

別添「避難者リストの様式」別紙4

(7) 避難誘導の終了

ア 派遣された職員及び消防職員は、消防団等とともに避難者リストを参考に残留者の有無を確認する。

この際、観光客等一時滞在者についても、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。

イ 避難の指示に応じない者については、説得に努めることとする。

ウ 避難を完了した家には、確認容易な場所に避難完了マークを貼付する。

エ 避難を完了した地区については、必要に応じ、警察に要請し、警備を強化する。

(8) 誘導に際しての留意点

ア 誘導に当たる職員及び消防職員は、防災服、腕章、特殊標章等を着用し、携帯無線機又は携帯電話、警笛、身分証明書等を携行する。

イ 誘導その他の行動に当たっては単独行動を避け必ず2人以上で行動し、不審な事象等を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告・指示を行い又は警察等に通報する。

(9) 住民等に周知する留意事項

ア 爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生又は発生が予測される地点から速やかに離れること。また、不審な事象又は不審者を発見した場合は、直ちに消防、警察等に通報すること。

イ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等の情報を確認し、流言飛語に惑わされることなく、誘導員等の指示に従い落ち着いて行動すること。

ウ 避難開始までの待機又は一時避難場所への移動に際しては、努めて隣近所一緒に行動すること。

エ 災害時要援護者等自力避難が困難な者の避難については、災害時避難プランにより支援する。

また、避難経路等の安全が確保できない者は、誘導員又は警察、自衛隊等による避難の誘導が実施されるまで、自宅等安全な屋内に避難しておくこと。

オ 避難時の携行品は、貴重品、最小限の着替え、日用品及び乳幼児の食品等最小限必要な物をリュック又はバッグに1人1個とし、金銭、貴重品及びパスポート運転免許証等の身分証明書は必ず携行すること。

また、ペットについては、事態の状況及び運送能力等により、別に示す。

カ 避難の際は、電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締まりを確実に実施すること。

キ 自主防災組織のリーダー、自治会長及び集客施設の管理者等は、住民等の避難の誘導及び避難住民の確認等について、誘導員に協力すること。

ク 避難対象地区以外の地区の住民は、努めて外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族との連絡を確保しておくこと。

(10) 安全の確保

ア 避難の誘導に当たる職員及び消防職員の派遣に当たっては、派遣先及び派遣経路の安全を確認し、必要があれば、警察又は国民保護等派遣の自衛隊とともに派遣する。

イ 生物剤又は化学剤等のおそれがある場合は、避難誘導に当たる職員及び消防職員に防護服を着用させ、又は危険地区外における除染後の誘導を実施させて、二次被害を防止する。

3 対策本部各部及び消防本部等の役割

(1) 市国民保護計画等による。

(2) 上記以外の特別の役割を付与する場合は、その役割を明記

4 連絡調整先

別添「関係機関一覧表」別紙5

5 避難住民の受入、救援活動の支援

(1) 避難施設

避難対象 地区（者）	避難 住民数	避難施設			
		施設名	所在地	連絡先（TEL）	備考

(2) 救援活動

救護所の設置その他の救援活動

添付書類：

別紙1 避難の指示（各ケースによる。）

別紙2 避難輸送計画（各ケースによる。）

別紙3 避難実施要領伝達文（各ケースによる。）

別紙4 避難者リストの様式

別紙5 関係機関一覧表

避難者リストの様式（ケース 1）

〇〇区コミセン一般リスト

一連番号	氏名	年齢（学年）	住所	世帯主	備考
1	山田 太郎	35	………	山田 太郎	
2	一郎	16（高 1）	同上	同上	
3	鈴木 和夫	31	………	鈴木 和夫	

〇〇区コミセン幼児・児童（小 3 以下）等リスト

一連番号	氏名	年齢（学年）	住所	世帯主	備考
1	山田 花子	32	………	山田 太郎	保護者
2	三郎	7（小 1）	同上	同上	
3	さくら	4	同上	同上	
4	鈴木 京子	28	………	鈴木 和夫	保護者
5	和子	3	同上	同上	

〇〇区高齢者（70歳以上）リスト

一連番号	氏名	年齢（学年）	住所	世帯主	備考
1	山川 キク	78	………	山川 太郎	
2	花田 幸太	93	………	花田 幸一	要援護
3	幸一	58	………	同上	介護者

〇〇小学校（4年 2 組）リスト

一連番号	氏名	年齢（学年）	住所	世帯主	備考
1	木村 浩一	43	………	木村 浩一	教諭
2	山田 次郎	10（小 4）	………	山田 太郎	
3	川井 洋二	10（小 4）	………	川井 洋太	

〇〇病院入院患者等リスト

一連番号	氏名	年齢（学年）	住所	世帯主	備考
1					
2					
23					医師
24					看護師

※ 1 避難者リストは、避難の実施要領に応じ、適宜の区分で作成する。

2 避難者を区分したリストを作成する場合は、重複記載しないこと。

また、各リストは世帯ごとまとめて順に記載

関係機関等一覧表（ケース 1）

関 係 機 関		担当部署	連絡先（TEL）	備 考
国の機関等	第三管区海上保安部			
	陸上自衛隊第34普通科連隊			
県の機関等	県危機政策室		054-221-2456	
	県東部危機管理局		055-920-2002	
	御殿場警察署			
指定公共 機関等 その他の 機関	富士急行			
	箱根登山鉄道			
	御殿場農協			
消防団	消防団〇〇分団〇部	消防団長〇〇氏		
		第〇分団長〇〇氏		
		第〇分団〇部長〇〇氏		
自治会等	〇〇区	自主防災会長〇〇氏		
	〇〇区自主防災会	防災部長〇〇氏		
	〇〇火防隊	火防隊長〇〇氏		
緊急連絡施設等	J R 御殿場駅			
	〇〇デパート			
	御殿場市民会館			

【ケース２ 都市部におけるゲリラ・特殊部隊の攻撃又はテロの場合の避難】

避難実施要領（ケース２）

御殿場市長

○月○日○○時現在

１ 事態の状況、避難の必要性

（１）避難を必要とする事態の状況（考えられる事態の例）

- ・交通機関・施設及び集客施設等の爆破、生物・化学剤の散布
- ・交通機関、集客施設及び行政施設等の不法占拠（多数の人質）
- ・ハイジャックした航空機による突入

（２）関係機関の措置

ア 国は、○日以降、各地で発生した一連のテロを緊急対処事態と認定した。

イ 県警察は、上記テロの武装勢力に対処中

ウ 自衛隊が、国民保護等派遣のため前進中

２ 避難誘導の方法

（１）避難誘導の全般的方針

御殿場市長は、○日○○時、○○地域内の市民等に退避を指示し、同地域に所在する者をすみやかに地域外に避難させる。

この際、自力避難が困難な者又は避難の安全を確保できない場合は、安全な屋内に一時的に退避させ、警察及び自衛隊により避難経路の安全が確保された後、地区外に避難させる。

また、同地域を警戒区域として、警戒区域の外側の要所に、一時避難所・救護所を、化学剤・生物剤のおそれがある場合は加えて除染所を設置して、避難市民等の誘導及び救助を実施する。

○月○日○時

御殿場市長

避難の指示

- １ 本日○時○分頃、○○駅で爆弾テロが発生し、同駅構内において国籍不明の武装工作員１０数名と警官隊が対峙中
- ２ ○○区、□□区及び△△区に所在する者は、誘導員の誘導に従い、直ちに国道○号及び県道○号線沿いに地区外に避難すること。
地区外に避難できない者は、警察、自衛隊による誘導があるまで近隣の堅牢な建物等に避難すること。

（２）市の体制、職員派遣

ア 緊急事態対策本部の設置

本日○時、御殿場市長を本部長とする緊急対処事態対策本部を市役所に設置した。

なお、副市長を長とする現地調整所を、○○に設置する。

イ 職員の現地派遣

警戒区域外側の要所に設置した避難所に職員及び消防を派遣し、避難の誘導及び援助を実施する。

(3) 避難の方法

- ア 爆発音又は銃撃音のする地点から離れるように、風向きと垂直方向に避難する。この際、警戒区域の外周までは、徒歩により避難する。
- イ 自力避難が困難な者又は安全に避難できない者は、警察又は自衛隊等による避難の誘導があるまで、近隣の堅牢な建物等に避難し、室内を密閉するとともにできるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- ウ 警戒区域内の国道〇号（〇〇～〇〇間）及び県道〇〇号線（〇〇～〇〇間）を主要避難経路として、警察等に対し優先的な安全の確保を要請する。
- エ 警戒区域の外側の要所に設置した一時避難所・救護所において、避難者の受入・識別及び応急救護を実施する。
- オ 化学剤・生物剤のおそれがある場合は、警戒区域を封鎖し除染所を設置して区域内から避難するすべての避難者に対し、トリアージを行うとともに必要な除染を実施する。
- カ 一時避難所・救護所には避難用のバス・救急車等を配置し、所定の避難施設、病院等に搬送する。

(4) 実施要領の住民への伝達

避難の指示のとおり。

(5) 安全の確保

- ア 市職員及び消防職員による避難誘導は、警戒区域から外側の地域とし、警戒区域内の避難誘導は、警察及び自衛隊に要請する。
- イ 化学剤又は生物剤のおそれがある場合は、避難誘導にあたる職員及び消防職員に対しては防護服を着用させ、又は除染後の誘導を実施させ、二次被害の発生を防止する。

3 各部の役割

避難実施要領（ケース１）のとおり

4 連絡調整先

避難実施要領（ケース１）のとおり

5 避難住民の受入、救援活動の支援

(1) 避難所・救護所の設置

避難所・救護所	場所	担当
第一避難（救護）所	〇〇会館（〇〇区交差点）	
第二避難（救護）所	〇〇ホテル（ ）	
第三避難所		

(2) 避難車両の配置

当初、各避難所に、救急車１両、大型バス３両を配置

【ケース３ 中山間地域におけるゲリラ・特殊部隊の攻撃の場合の避難】

避難実施要領（ケース３）

御殿場市長
○月○日○時現在

１ 事態の状況、避難の必要性

（１）避難を必要とする事態の状況

- ・ゲリラ・特殊部隊の潜入・潜伏拠点の構築
- ・重要な生活関連等施設の破壊

（２）関係機関の避難に関する措置

- ア 国は、○日○時、御殿場市甲地区にゲリラが潜入したと判断し、同地区の住民の避難について、静岡県知事に避難措置を指示した。
- イ 知事は、○時、御殿場市甲地区の住民に対し、避難を指示した。
別添「避難の指示」別紙１
- ウ 県警察は、同地区に通ずる道路を封鎖し、ゲリラの捜索を実施中である。
- エ 知事の要請により、陸上自衛隊○部隊が、国民保護等派遣を実施する。

２ 避難誘導の方法

（１）避難誘導の全般的方針

市は、警察・自衛隊により、避難経路の安全を確保した後、甲地区の住民をＫ市に避難させる。

（２）市の体制、職員派遣

- ア 緊急事態対策本部の設置
本日午前○時○分、市長を本部長とする緊急処理事態対策本部を市役所に設置した。
なお、現地対策本部を、○○支所に設置した。
- イ 職員の現地派遣
自衛隊の派遣部隊とともに、各一時避難場所に職員及び消防職員を派遣し、避難住民の確認及び誘導を実施する。

（３）輸送要領

- ア 各地区ごとの一時避難場所、集合完了時間及び輸送力の配分、経路等
避難輸送計画別紙２
- イ Ａ集落については、一時避難場所までは、私有車の使用を許可する。
また、武装工作員の潜伏地域に近いＣ集落については、警察・自衛隊が各家を戸別に訪問し、警察・自衛隊の車両により一時避難場所に避難させる。
- ウ 避難経路が遮断された場合は、別に計画するところにより、自衛隊のヘリコプターにより避難させる。

（４）安全の確保

- ア 避難誘導にあたる職員及び消防職員等は、警察又は国民保護のため派遣される自衛隊とともに派遣する。
- イ 避難の開始は、警察・自衛隊が誘導のための展開を完了した後とする。

その他は、避難実施要領（ケース１）に準ずる。

知事の「避難の指示」（ケース 3）

平成〇年〇月〇日〇時

御殿場市長殿

静岡県知事

避難の指示について（通知）

緊急対処事態対策本部長の指示に基づき、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成17年法律第112号）」第183条において準用する第54条の規定により、貴職を経由して貴職管内の関係住民に対し、下記のとおり避難を指示する。

記

- 1 要避難地域
御殿場市甲地区
- 2 避難先地域
K市（市立体育館、公民館）
- 3 主要な避難の経路
国道①号及び県道②号線
- 4 避難のための輸送手段
 - （1）バス
 - 〇〇観光大型バス10両（08：00、〇〇支所）
 - 交通大型バス15両（08：20、〇〇小学校）
 - ・・・
 - ・・・
 - （2）予備
国道①号の途絶に備え、自衛隊のヘリコプターの準備を要請。
- 5 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
 - （1）県警察
 - ・御殿場市長の実施する避難の指示等の伝達及び避難誘導への協力。
 - ・避難に関わる交通規制の実施。
 - （2）静岡県医師会
〇〇支所及び各避難所に救護所の設置
 - （3）・・・
- 6 国の機関等の措置
 - （1）海上保安庁及び海上自衛隊は、県沿岸部及び東シナ海の海上警備を強化
 - （2）要請により陸上自衛隊第〇部隊が、避難の誘導及び避難経路の警戒のため国民保護等派遣を実施する。
展開完了を本日午前7時と予定する。

避難輸送計画(ケース3)

地区名		住民数 要介護者	一時避難場 所 (連絡先)	避難開始	配当輸送先		避難先 (連絡先)	避難経路	誘導担当者	備 考
地区名	代表者 (連絡先)				車種・数	運送会社				
A地区	○山 太郎	名 (名)	A公民館	0 日 0800 予定	大型バス×6	〇〇交通	K市 市立体育館 ()	県道②号線 国道①号	市民課 ○田主事	・介護者は自宅から 輸送 ・一時避難場所まで は私有車の使用 可
					マイクロ×1					
					介護車×4	〇〇病院				
B地区	○田 次郎	名 (名)	B公民館	0 日 0820 予定	大型バス×4	〇〇観光	K市 市民会館 ()	国道①号	観光課 ○口主事	介護車・救護車は 自宅から輸送
					救急車×1	消防本部				
					介護車×3	〇〇園				
C地区	○川 三郎	名 (名)	C公民館	0 日 0800 予定	大型バス×3	〇〇交通	K市 市民会館	〇〇道 県道②号線 ～ 国道①号	市民課 ○川主事	一時避難場所まで は警察・自衛隊が各 戸を個別に誘導

避難実施要領伝達文（ケース 3）

本日未明、本市甲地区乙山付近に潜入した10数人の武装工作員は、依然として潜伏中の模様です。

これに伴い甲地区に対し、静岡県知事から避難の指示が出されました。

避難地区に指定された地域の皆さんは、これから示す指示に従い避難して下さい。

本日午前7時以降、自衛隊が避難の誘導のため各地区に派遣されます。その後、防災無線等で避難の案内をしますので、一時避難場所となる各地区の公民館等に歩いて集合し、指定のバスに乗車して避難して下さい。避難先はK市です。

なお、A集落については、一時避難場所まで私有車での避難を許可します。

また、C集落については、各家を戸別に誘導しますので、避難誘導員が訪問するまでは自宅又は隣近所に待機し、危険ですので勝手に避難しないで下さい。

避難に際しては、できるだけ隣近所一緒に行動して下さい。

自分で避難できない方については、避難誘導の支援をします。

避難の服装は、動きやすい服装とし、携行できる荷物は貴重品、日用品等をバッグ又はリュックに1人1個です。金銭やパスポート、運転免許証等の身分証明書は必ず携行して下さい。

避難の際は、電気、ガス、水道の元栓を閉め戸締まりを確実に実施して、防災無線・テレビ・ラジオの情報を確認しながら、落ち着いて行動して下さい。

なお、対策本部への電話確認は緊急の方以外は控えて下さい。

また、避難のため国道①号及び県道②号線は、一般車両の交通を規制しています。

避難指定地区以外の皆さんは、努めて外出を控え避難に協力して下さい。

【ケース 4 弾道ミサイル・航空攻撃に対する避難】

避難実施要領（ケース 4）

御殿場市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

（1）避難を必要とする事態の状況

- ・ 弾道ミサイルの発射の兆候又は発射
（ミサイルの着弾地域の予測、生物剤・化学剤の可能性）
- ・ 警告を無視した航空機の編隊の接近等、航空攻撃の兆候
（航空攻撃対象地域の予測、生物剤・化学剤の可能性）

（2）関係機関の状況等

国は、○日○時、上記事態を武力攻撃事態と認定し、着弾又は攻撃が予測される御殿場市に対し、警報を発令した。

別添「弾道ミサイル攻撃において発令される警報の一例」別紙

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

市は、防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、住民を密閉された堅牢な屋内等に避難させる。

（2）市の体制

ア 国民保護対策本部の設置

本日○時、市長を本部長とする国民保護対策本部を市役所に設置した。

イ 災害対処等の準備

ミサイルや航空攻撃による被害が発生した場合の避難、救援及び災害対処のための準備態勢を整える。

この際、攻撃兵器がNBC兵器であった場合の対処に留意する。

（3）住民の避難要領等

ア 直ちに、できるだけ密閉されたコンクリート屋内等に避難すること。

この際、エアコン・換気扇を止め、窓等は目張りして外気の流入を遮断するとともに、窓のない中央の部屋等に避難すること。

イ 屋内に避難する余裕がない場合は、できるだけ堅牢な遮蔽物の物陰に隠れること。

この際、ガラス破片が落下するおそれのある建物の下は避ける。

ウ 車両内にいる者は、車両を道路外の場所、やむを得ない場合は道路の左端に駐車して、上記ア・イに準じて避難すること。

- エ 避難住民の服装は、できるだけ肌を露出しないものとしマスク等を着用すること。
- オ 着弾があった現場からは速やかに離れ、着弾後の状況を踏まえて別に示す「避難の指示」に従い行動すること。

その他は、避難実施要領（ケース１）に準ずる。

(ケース4※ 弾道ミサイル攻撃又は航空攻撃が予期される場合の避難)

1 事態の状況、避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

- ・ 防衛作戦の支援基盤となる主要都市等への弾道ミサイル攻撃、航空攻撃

(2) 政府・県の対応等

弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃のおそれのある主要都市等から、学童・生徒及び災害時要援護者等を、事前に避難させるための避難措置の指示及び避難の指示

2 避難の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

市は、○日以降、市街地地域に在住する幼児、学童・生徒及び災害時要援護者等を、郊外地域及び周辺市に避難させる。

(2) 避難の単位

幼児（保護者を含む）及び災害時要援護者等（入院患者、施設等入所者を除く）は自治会等の単位で、小・中学生及び高校生は学校又はクラス単位で、入院患者及び施設等入所者は各病院等单位で避難させる。

(3) 輸送要領

避難単位に所要のバス等を配分する。

ケース4別紙

弾道ミサイル攻撃において発令される警報の一例（ケース4）

《J-A l e r t 警報音》（14秒吹鳴）

弾道ミサイルが発射されました。（2回繰り返し）

屋内に避難して下さい。

以下、警報音から繰り返し

【ケース5 着上陸侵攻に対する避難】

避難実施要領（ケース5）

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵攻事態に伴う避難（離島を除く）については、都道府県モデル計画及び市モデル計画において、「国の総合的な方針をまっとう対応し、平素から具体的に定めることはしない。」とされていることから、避難実施要領のパターンについても、作成しないこととする。

ただし、避難実施要領作成の基礎資料となる、避難の単位、避難単位の住民の概数、避難の優先区分及び運送所要等については、平素から整理しておくことが必要である。

（整理しておく資料）

1 避難の単位

- ・ 全住民を避難させる場合の避難の単位について、自治会区又は公民館区等に基づき区分
- ・ 病院、介護施設等の入所者
- ・ 観光客等の一時滞在者

2 避難単位ごとの住民の概数

住民の総数、災害時要援護者の数、幼児・学童・生徒数等

3 避難の優先区分

（1）第1優先

災害時要援護者、幼児（保護者）、児童生徒

（2）第2優先

一時滞在者、一般住民

（3）第3優先

国民保護措置その他の公務への従事者

4 避難単位の運送所要

バス、介護車両、その他

5 避難する場合の一時避難（集合）場所

【NBC兵器が使用された場合の留意事項】

1 核兵器

(1) 核兵器の特性

- ・核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する残留放射線によって生ずる。
- ・ダーティボムは、爆弾と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
- ・放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。
- ・原因となる放射性物質や放射線種の特が困難である。

(2) 住民の避難要領

- ア 熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難する。
- イ 核攻撃に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難する。
- ウ 避難にあたっては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用して、風下を避け極力風向きと垂直方向に避難する。
- エ 木造家屋内に所在する者は、外部被ばくの低減効果及び内部被ばくの防止効果も踏まえ、状況により、放射線の遮蔽効果が大きいコンクリート建物への退避を検討する。
- オ ダーティボムによる攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難する。

(3) 避難誘導に際しての留意点

- ア 核による災害が起きた場合は、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがあるため、被ばく線量や放射線による身体への影響等について分かりやすく情報提供できるよう、平素から情報を整理しておく。
- イ ミサイル等による攻撃の場合、当初は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難を指示される。
- ウ 核攻撃に伴う熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等へ避難するよう誘導し、熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう誘導する。
- エ 避難誘導は、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させるとともに、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用させる。

オ 避難住民に対しては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるよう指示するとともに、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用を指示し内部被ばくの低減に努める。

カ 国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

キ 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を適切に実施する。

ク 必要な資器材防護マスク、線量計・線量率計、放射線防護衣、手袋、ブーツ、ゴーグル（鉛入りガラス使用）

（４）医療

- ・県からの要請に応じ、救護班の編成と被ばく線量計による管理を行うなど、所要の防護措置を講じた上で緊急被ばく医療活動の実施を補助する。
- ・内閣総理大臣から緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもとトリアージや汚染、被ばくの程度に応じた医療の実施を補助する。

（５）その他の措置

- ・核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。
- ・汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を適切に実施する。

２ 生物兵器

（１）生物兵器の特性

- ・人に知られることなく散布することが可能である。
- ・生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生するおそれがある。
- ・生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。

（２）住民の避難要領

生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。

（３）避難誘導に際しての留意点

ア 生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう誘導する。

イ ミサイル等による攻撃の場合、当初は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難を指示される。その後、着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じて他の安全な地域への避難を指示される。

ウ 措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じワクチン接種を行わせる。また、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

エ 必要な資器材感染症予防マスク、消毒用噴霧器、消毒液（薬）

カ 感染者の措置等

- ①感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国及び県の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所等の関係機関と連携して消毒等の措置を行う。
- ②感染症の被害拡大の防止のため、事態を早期に把握し蔓延防止のための適切な対応を図る。
- ③天然痘は飛沫感染するため、感染率が高い家族・同僚等の濃厚接触者に対しては優先してワクチン接種を行うとともに、接種後も人権問題に配慮しながら十分な健康監視を行い、感染の拡大防止を図る。
- ④汚染施設への立入りの禁止や感染者の就業制限は、感染の拡大を防止する上で重要である。特に、被災現場となった汚染施設や感染者の立寄り先となった汚染施設の閉鎖については、消毒の実施の有無や汚染後の経過期間等の主として疫学上の観点から決定する。この場合、努めて短期間の閉鎖を追求し、施設の閉鎖による社会への影響を最小限にとどめる。

（３）医療

- ・病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置を実施する。
- また、必要に応じ医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置を行う。
- ・県からの協力要請に応じ救護班の編成や医療活動の実施を補助する。

（４）その他の措置

- ・措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じワクチン接種を行わせる。
- ・感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、県の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定に資する情報を収集し、保健所等の関係機関と連携して消毒等の措置を行う。
- ・関係機関が実施する情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス（疾病監視）に協力し、汚染地域の範囲及び感染源の特定を補助する。

3 化学兵器

(1) 化学兵器の特性

- ・急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。
- ・建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多くの死傷者が発生する可能性がある。
- ・地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。
- ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
- ・化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

(2) 住民の避難要領

化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難する。

(3) 避難誘導に際しての留意点

ア 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう誘導する。

イ ミサイル等による攻撃の場合、当初はできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難を指示される。その後、着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じて他の安全な地域への避難を指示される。この際、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させる。

ウ 措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

エ 必要な資器材ガスマスク、ガス検知器、化学防護衣

(4) 医療

- ・ 県からの協力要請に応じ、救護班の編成や医療活動の実施を補助する。

(5) その他の措置

- ・ 措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。
- ・ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことに留意する。

4 NBC対処の共通措置

(1) 退避の指示等

NBC攻撃が行われた場合、被災現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して避難が指示され、必要に応じ市長は退避を指示する。

(2) 警戒区域の設定

NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。警戒区域の範囲は、風向・風速等の気象条件や汚染物質の特性等を考慮して決定する。

(3) 被災者の救助

消防は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助のための活動を行う。

この際、被害の情報や必要となる物的・人的資源について、避難住民や消防等からの情報などを集約して、国及び県に対して迅速な支援要請を行う。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアに努める。

(4) 汚染による被害等の防止

- ・放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、住民に注意を呼びかける。
- ・生活用水が汚染された場合には、給水の制限等の措置を講ずる。

(5) 市長、消防本部の管理者の権限

汚染の拡大を防止するため、知事の要請に基づき、次の権限を行使する。

- ・飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対する、移動の制限又は禁止、給水の制限又は禁止の命令
- ・生活の用に供する水の管理者に対する、使用の制限又は禁止、給水の制限又は禁止の命令
- ・死体の移動の制限、移動の禁止
- ・飲食物、衣類、寝具その他の物件の廃棄
- ・建物への立入り制限又は禁止、建物の封鎖
- ・交通の制限、交通の遮断

【夜間における留意事項】

1 全般

夜間においては、夜闇に対する恐怖心、行動の制約及び指示伝達や統制の困難性等があることから、避難はつとめて昼間に行うことが望ましいが、夜間に避難する場合は、その特性に十分配慮して実施する。

2 住民の避難要領

防災行政無線及びラジオ、テレビ等で事態の状況や避難の指示等に関する情報を確実に把握し、流言飛語に惑わされないよう落ち着いて行動する。

この際、つとめて隣近所一緒に避難する。

3 避難誘導に際しての留意点

(1) 夜間の避難においては、夜闇に対する恐怖心や行動の制約を生じやすいことから、ゲリラ等による攻撃のおそれがある場合を除いては、避難集合場所及び集合場所までの経路への照明の設置及び誘導員の増加配置等、避難住民の不安の軽減を図るとともに、避難の準備や避難のための時間にできるだけ十分な余裕を持って計画する。

(2) 災害時要援護者及び高齢者等の避難に特に配慮するとともに、避難に応じない住民や避難の漏れがないよう確認する。

この際、自治会及び防災組織の積極的な協力を得るよう努める。

7 危険物等の種類

【生活関連等施設の種類と特性】

種別	施設の種類	規模等	施設の特性
電 気	発電所	最大出力 5 万 k W 以上	- 電気を発生している電力供給の根幹施設。 - 一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多く、水力発電所は山中に立地していることが多い。
	変電所	使用電圧 10 万 V 以上	発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。
ガ ス	ガス発生設備 ガス精製設備 ガスホルダー	簡易ガス事業を除く	- 可燃性である都市ガスまたは都市ガスの原料を取り扱っている。 - ガスホルダーは市街地に設置されていることが多い。
水 道	取水施設 貯水施設 浄水施設 配水池	1 日当たりの供給能力 10 万平方メートル以上	- 国民が直接口にする飲料水を供給する。 - 水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。
鉄 道 軌 道	鉄道施設 軌道施設	1 日当たりの平均利用者数 10 万人以上	- 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。 - 人流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。
電 気 通 信	電気通信事業 用交換設備	利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数 が 3 万に満たないもの及び 移動端末設備と接続される 伝送路設備と接続される交 換設備で当該移動端末設備 の数 が 3 万に満たないものを除く	- 当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。 - 当該施設が中継交換設備に係るものにあつては、その影響が広範囲に及ぶおそれがある。
放 送 局	放送用無線設備	N H K 等の国内向けの放送局で、地上にあるもののうち、親局の無線設備	- 当該施設が被害を受けると、当該施設を利用する放送事業者のサービス提供地域全域に係る放送が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。 - 複数の放送事業者が同一の施設を利用している場合、その影響が拡大するおそれがある。
港 湾	水域施設 係留施設	重要港湾の水域施設・係留施設	- 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものとなるおそれがある。 - 人流、物流の重要な拠点であり、使用ができなくなると国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。
空 港	滑走路等 航空保安施設 旅客ターミナル施設	—	- 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。 - 人流、物流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

種別	施設の種類	規模等	施設の特性
河川管理	ダム	・土砂の流出を防止し、および調節するために設けるダムを除く ・基礎地盤から堤頂までの高さが15m以上	・大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多くなるおそれがある。 ・生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。
危険物質等	危険物	・製造所 ・貯蔵所 ・取扱所	(1) 危険物の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外タンク貯蔵所 ・施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。 ・石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与える恐れがある。 (2) 消防法第12条の7に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設 ・大量の危険物を取り扱う施設である。 (3) その他((1)(2)を除く)の危険物施設 ・火災危険性が高い物品を貯蔵し、または取り扱っている。
	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	・毒物劇物取扱施設	・毒物劇物営業者、特定毒物研究者または業務上取扱者が所持し、毒物または劇物を保有する施設。 ・毒物または劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。
	火薬類	・火薬類製造所 ・火薬庫	・爆発性を有する火薬類を製造している。 ・爆発性を有する火薬類を貯蔵している。
危険物質等	高压ガス	・高压ガス製造所 ・高压ガス貯蔵所	・爆発性または毒性を有する高压ガスを製造している。 ・爆発性または毒性を有する高压ガスを貯蔵している。
	核燃料物質 核原料物質	・試験研究用原子炉施設 ・核燃料物質の使用施設 ・核原料物質の使用施設 ・試験研究用原子炉設置者および核燃料物質使用者等から運搬を委託された者 ・試験研究用原子炉設置者および核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵(使用済み燃料の貯蔵を除く)を委託された受託貯蔵者	・核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物を取り扱っている。核燃料物質はプルトニウム、ウラン、トリウム等であり、原子炉の燃料および試験分析用等に使用されている。また、プルトニウム、ウランは核兵器等に転用される可能性がある。 ・核原料物質および核原料物質によって汚染された物を取り扱っている。核原料物質は、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であり、試験分析用等に使用されている。

種別	施設の種類	規模等	施設の特性
		・製錬施設 ・加工施設 ・原子力発電所 ・使用済燃料貯蔵施設 ・再処理施設 ・廃棄物管理施設 ・廃棄物埋設施設 ・事業者等から運搬を委託された者および受託貯蔵者	・核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物、これらによって汚染された物を取り扱っている。 ・原子力施設で特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（防護区域の設定、出入管理、監視装置、見張り人の巡視等）等を講ずべきことが義務付けられている。 （注）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）
危険物質等	放射性同位元素	・放射性同位元素の許可届出使用事業者等	・放射性同位元素または放射性同位元素に汚染された物を取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボムの材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射線障害を引き起こすなどの危険性が想定される。 ・事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。 ・医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。 （※ダーティボム（汚い爆弾）：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾）
	毒劇物（薬事法）	・薬局 ・医薬品の販売業の店舗 ・医薬品の製造所 ・医薬品の製造販売の事務所	・薬事法第 44 条第 1 項に規定する毒薬または同条第 2 項に規定する劇薬を貯蔵または陳列している。 ・毒薬または劇薬は、これが摂取され、吸収され、または外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、または薬理作用が激しいため、人または動物の機能に危害を与え、または危害を与えるおそれがある医薬品である。 ・取扱品目は多いが、取扱量は少ない。
		・動物用医薬品の販売業の店舗 ・動物用医薬品の製造所 ・動物用医薬品の製造販売の事務所	・薬事法第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 44 条第 1 項に規定する毒薬または同条第 2 項に規定する劇薬を貯蔵または陳列している。 ・毒薬または劇薬は、これが摂取され、吸収され、または外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、または薬理作用が激しいため、人または動物の機能に危害を与え、または危害を与えるおそれがある医薬品である。 ・取扱品目は多いが、取扱量は少ない。
危険物質等	電気工作物内の高圧ガス	・高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所	・LNG タンク、発電機の水素冷却用のタンクには可燃性ガスが、脱硝用のアンモニアタンクには刺激性ガスが高圧ガスの状態で貯蔵されており、設備の損壊等において周囲に多大な損害を与える可能性がある。

種別	施設の種類	規模等	施設の特性
	生物剤、毒素	・細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する毒素の取扱施設	・細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤および同条第2項に規定する生物剤、毒素を保有している施設。 ・公的研究機関や企業の研究所等、生物剤および毒素を用いた研究を実施する機関である（経済産業省所管）。
	毒性物質	・毒性物質取扱所	・化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）に定める毒性物質（特定物質、第一種指定物質、第二種指定物質の3種に分類される）を取り扱っている。 ・このうち、第二種指定物質の取扱施設は、主に、化学工場であって臨海部に立地している。

【危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧】

※ 措置欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		1 号	2 号	3 号
消防法第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）	移送取扱所（他県との区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消 防 法 第 1 2 条の 3	○	○
毒物及び劇物取締法第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの（知事が当該登録の期限を有するもの）	○	○	○
	毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法第二条第一項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第 4 5 条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
高圧ガス保安法第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法第三十九条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
薬事法第四十四条第一項の毒薬及び同条の第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（薬事法施行令第十五条の四の規定による知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危機物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

【応急食料等調達予定先一覧表】

種 類	名 称	品 名	電話番号
米穀類	御殿場農業協同組合	精米等	0550-82-2800
〃	御殿場市米穀商組合	精米等	
副食物	有限会社マルヤマ鈴木商店	缶詰、麺類等	0550-82-3456
〃	株式会社ブルボン	ビスケット等	055-983-1201
〃	株式会社虎屋	羊羹等	0550-89-6464
〃	御殿場まちづくり株式会社	食料品等	0550-81-2000
〃	マックスバリュ東海株式会社	食料、生活物資	0555-999-3100
生活物資	株式会社エンチャー	生活物資	0545-57-0808
〃	株式会社カインズ	生活物資	0550-81-6888

【その他調達予定先一覧表】

名 称	品 名	電話番号
静岡県 LP ガス協会 東部支部御殿場地区会	プロパンガス等	0550-82-0731
静岡県石油商組合 御殿場支部	灯油、ガソリン等	0550-89-2389

【市内所在の指定・登録文化財等一覧表】

※無形民俗文化財を除く

1 国指定

種 別	指定年月日	名 称	所 在 地
特 別 名 勝	昭 27. 11. 22.	富士山	-
史 跡	平 23. 2. 7		
天 然 記 念 物	昭 2. 4. 8	印野の熔岩隧道	印野（御胎内清宏園）
	大 11. 3. 8	駒門の風穴	駒門
重 要 文 化 財	昭 48. 6. 6.	手焙形土器	萩原(市民会館)

2 国登録

種 別	指定年月日	名 称	所 在 地
建 造 物	平 18. 3. 2.	神山復生病院	神山
	平 24. 2. 23	富士カントリー倶楽部クラブハウス	深沢

3 県指定

種 別	指定年月日	名 称	所 在 地
県 史 跡	昭 35. 2. 23.	深沢城跡	深沢
天 然 記 念 物	昭 32. 12. 25.	二枚橋のカシワ	二枚橋
	昭 35. 2. 23.	永塚の大スギ	永塚(永塚浅間神社)
	昭 38. 12. 27.	川柳浅間神社のスギ	川柳(川柳浅間神社)
	昭 38. 2. 19.	宝永のスギ	柴怒田(子之神社)
	昭 40. 3. 19.	東山のサイカチ	東山
工 芸	昭 37. 6. 15.	刀銘(葵文)主水正藤原正清	-
	昭 41. 3. 22.	刀銘備州長船家重	-

4 市指定

種 別	指定年月日	名 称	所 在 地
天 然 記 念 物	昭 62. 3. 3.	二岡神社の社叢	東田中(二岡神社)
	昭 55. 5. 27.	永塚のカシワ	永塚
		駒門の大公孫樹	駒門(駒門浅間神社)
	平 2. 12. 1.	神山のタブノキ	神山
	平 6. 2. 1.	印野内山のヒノキ	印野(演習場内)
工 芸	平 5. 1. 5.	光真寺の三十三体仏	印野(光真寺)
	昭 47. 9. 11	二岡神社の灯籠	東田中(二岡神社)
		善龍寺の喚鐘	中畑(善龍寺)
	平 12. 8. 1	久成寺の鰐口	清後（久成寺）
建 造 物	平 5. 1. 5	林氏の長屋門	上小林
	平 11. 3. 18	旧石田家住宅	印野(たくみの郷)
	平 12. 3. 27	旧秩父宮御殿場御別邸	東田中（秩父宮記念公園）

8 市の体制及び職員の参集基準等

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①連絡調整本部体制	危機管理課職員が参集
②緊急対処事態対策本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

*体制図については次項参照

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	①
	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	②
	市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	③
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

【緊急事態対処事態対策本部組織体制】

区 分	職 名
本部長	市長
副本部長	副市長、副市長
本部員	危機管理監、教育長、消防長、企画部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、環境部長、産業スポーツ部長、都市建設部長、会計管理者、教育部長、議会事務局長、広域行政組合事務局長

【市対策本部長、市対策副本部長および市対策本部の代替職員】

名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
本部長	副市長	副市長	危機管理監
副本部長	各部長に準ずるもの		
本部員	各課長に準ずるもの		

※本部長及び副本部長に事故あるときは、危機管理監及び部長があらかじめ市長が指定した順位によりその職務を代理する。

【事案が発生した場合】

